

令和5年第3回定例会会議録（第5号）

令和5年9月21日

○出席議員（25名）

1番	塩手悠太君	2番	石田強君
3番	中村悟君	4番	森裕二君
5番	小野和美君	6番	重松康宏君
7番	小野佳子君	8番	日名子敦子君
9番	美馬恭子君	10番	阿部真一君
11番	安部一郎君	12番	小野正明君
13番	森大輔君	14番	三重忠昭君
15番	森山義治君	16番	穴井宏二君
17番	加藤信康君	18番	吉富英三郎君
19番	松川章三君	20番	市原隆生君
21番	黒木愛一郎君	22番	松川峰生君
23番	野口哲男君	24番	山本一成君
25番	泉武弘君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿部万寿夫君
副市長	岩田弘君	教育長	寺岡悌二君
総務部長	柏木正義君	企画戦略部長	安部政信君
観光・産業部長	日置伸夫君	公営事業部長	上田亨君
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕君	こども部長	宇都宮尚代君
いきいき健幸部長	大野高之君	建設部長	山内佳久君
市長公室長	山内弘美君	防災局長	白石修三君
消防長	浜崎仁孝君	教育部長	古本昭彦君
上下水道局長	松屋益治郎君	企画戦略部次長 兼財政課長	矢野義知君
職員課長	竹元徹君	政策企画課参事	佐藤浩司君

観光課長	牧 宏 爾 君	温泉課長	樋 田 英 彦 君
文化国際課長	高 木 智 香 君	産業政策課長	大 町 史 君
共生社会実現・部落 差別解消推進課長	河 野 幸 夫 君	生活環境課参事	原 田 勲 明 君
高齢者福祉課長	入 田 純 子 君	障害福祉課長	大 久 保 智 君
こども家庭課長	内 田 千 乃 君	健康推進課長	和 田 健 二 君
公園緑地課長	橋 本 和 久 君	自治連携課長	溝 部 進 一 君
教育政策課長	森 本 悦 子 君	学校教育課長	松 丸 真 治 君
学校教育課参事	宮 川 久 寿 君		

○議会事務局出席者

局 長	河 野 伸 久	議事総務課長	中 村 賢 一 郎
補佐兼総務係長	岩 男 涼 子	係 長	甲 斐 俊 平
主 査	松 尾 麻 里	主 査	佐 藤 雅 俊
主 事	定 宗 隆 一 郎	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第5号）

令和5年9月21日（木曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分開会

○議長（加藤信康君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 5 号により行います。

日程第 1 により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○3 番（中村 悟君） 創る未来の会、中村悟です。6 月議会に引き続き、一般質問のほうをさせていただきます。

まずもって、今日の僕の一般質問に当たり、集まってくださった、傍聴して下さってる方々や、そしてケーブルテレビを通じて見てくださってる方々には、本当に感謝を申し上げます。僕も市議会議員をもともと目指したのは、子どもたちのために、豊かな別府市を、そして繁栄するまちをつくりたいという思いと、あともう一つ、本当に光が当たらないところ、制度のはざまでなかなか光が当たらないところに、しっかり声を聞いて届けていきたいという思いがあって、市議会議員にならせていただきました。はやなって 5 か月がたつんですが、これからもその思いを忘れずにしっかり精進していきたいと思っております。

そして、話は変わるんですが、昨日ヤフーニュースを開きますと、見たことあるなという方がいらっしやいまして、市長が明治座で、純烈のステージに別府市を売込みに行ってくださいまして、ああ、この議会中でもやっぱりなかなか時間が本当にない中で東京まで行って、しっかり別府市を PR するというすごい活動、運動量もすごいですし、情熱もすごいなと思いましたが、あと何しろ写真に、純烈の 4 人と一緒に真ん中に市長が並んでいらしたんですけども、僕の中で本当に最近老眼が始まってまして、その姿も純烈 5 人目が入ったのかなというふうに思いました。なかなか似合っていましたということをお伝えいたしまして、すみません、本題に入らせてもらいます。

まず、1 番、多様性への対応について。

この質問につきましては、先般、国会にて L G B T 理解増進法が施行されました。成立に向けて、国会では様々な議論がなされました。その議論の内容がメディア等を通じて独り歩きをして、中には一般市民を不安にさせるような不確かな情報が出回ることがあったと、私自身は認識しています。私の身近にも当事者の方はいます。不確かな情報で、L G B T 当事者の方が精神的にも被害を被ることがないように、情報を一度整理するべきだと思ひ、今回質問をさせていただきます。

国において、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が令和 5 年 6 月 23 日に公布され、同日施行されました。それに伴い、各地方自治体においても、通知内容の周知徹底と適切な対応を求められています。しかしながら、この法律については、先ほども述べましたが、国民の中で不確かな情報が先行して不安を抱える方が多く、特に世界有数の温泉保有地を有する別府市民においても、不確かな情報が先行して大変不安を抱えている声が私のもとにも多く寄せられています。

そこで質問します。この法律の要旨を答弁願います。

○共生社会実現・部落差別解消推進課長（河野幸夫君） お答えします。

この法律は、L G B T と呼ばれる性的マイノリティーの人たちへの理解を増進させることを目的とした第 12 条からなる法律で、国や自治体などに L G B T Q への理解を広げるための取組を求め、性の多様な在り方を互いに受け入れられる共生社会の実現を目指す内容となっています。あくまでも性の多様性に関する理解を促すための理念法であり、男女別を定める現行の施設のルールに変更を加える法律ではありません。

○3 番（中村 悟君） 答弁ありがとうございます。さっきすごい大切なところで、あくまでも理念法ということで、男女別を定める現行の施設のルールに変更を加える法律ではないということがすごく重要なところだったかなと思ひます。同法律の中で、地方公共団

体の役割として、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、LGBT法案に関する施策を策定し、及び実施するよう努めることとありますが、ここ別府市でもLGBTワーキンググループ温泉部会が立ち上がりました。

では、部会の内容と今までの進捗状況を答弁願います。

○観光課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

LGBT理解増進法が令和5年6月23日に公布・施行されましたが、本法律の検討過程より、別府市並びに観光関係団体等に対して、温泉の入浴に関する不安などが多く寄せられていました。

そこで、別府市としましては、市民や旅行者の皆様が温泉を楽しんでいただける環境づくりが重要であることから、LGBTワーキンググループ温泉部会を立ち上げました。部会には、行政に加えまして、観光関係団体、温泉愛好者、学生団体、LGBTの当事者にも入っていただき、6月27日に第1回目の会議を、7月13日に第2回目の会議を開催したところです。第1回目は、LGBT理解増進法の内容について共有を図ることを主眼としまして、第2回目については、具体的な対応方法等について意見交換を行いました。繊細な問題も含んでいることから、引き続き慎重に協議を行ってまいりたいと考えております。

○3番（中村 悟君） ありがとうございます。

では、幾つかの要点を絞って具体例を挙げたいと思います。LGBT理解増進法について、特に市民の皆様から寄せられた声として、公衆浴場での取扱いがあります。厚労省は同日、全国の自治体の衛生主管部長に宛てて、公衆浴場や旅館施設の共同浴室では、これまでどおり身体的特徴で男女を取り扱い、混浴させないことを確認する通知を出しました。

以上のことを踏まえて、公衆浴場や旅館施設の共同浴場において、別府市の見解について答弁を求めます。

○観光課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

令和5年6月23日付で厚生労働省医薬生活衛生局生活衛生課長より、公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについての通知が出されており、男女については身体的な特徴をもって判断するとされております。これを受けて、別府市公式ホームページにて周知するとともに、市営温泉の指定管理者等へも周知を行っています。また、別府市旅館ホテル組合を通して、市内各ホテル、旅館にも同様に周知を行っています。

別府市としましては、基本的には国が示した方針どおりの対応を行ってまいりたいと考えております。その上で、温泉都市である別府市としまして、誰もが安心して温泉の恵みを楽しめる環境づくりが重要であることから検討を行っているところです。

○3番（中村 悟君） 男女については身体的な特徴をもって判断するというので、共同浴場についてはそういうふうになっております。別府市は温泉の恵みを楽しめる環境づくりというのにしっかり取り組んでいただいて、誰しもうれしめる温泉のまちというのをつくっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

そしてもう一点、公衆トイレについて質問します。

4月に東京新宿に開業した東急の複合施設歌舞伎町タワー2階のトイレには、女性用のトイレ2室、男性用2室、ジェンダーレス用8室が同じ空間に並ぶトイレができました。しかし、SNS上では、女性トイレが少なくなったという批判の書込みが多くあり、今後改修工事をするということです。また、渋谷区が女性専用の個室をなくし、1つのトイレに男性用の小便器と共用個室2室に改修した公衆トイレにも批判が集まりました。

専門家によりますと、歌舞伎町タワーや渋谷区の公衆トイレについて、ある意味、多様性への配慮が欠けていたとおっしゃっています。多様性というのは、本来、様々な選択ができる環境があるということ。しかし、今回は女性用個室を減らし、ジェンダーレストイ

レを多く設けたことで、逆に女性専用トイレを使いたいという方にとっては、選択肢が狭められたように映り、使いづらいと感じさせてしまったのではと専門家は話しています。

特に、歌舞伎町タワーの場合は、男女別のトイレがあったとしても、入り口や手洗い部分が男女共用になっており、犯罪防止を徹底する構造になっておらず、不安や危険を感じさせてしまったということです。本当の意味で、LGBTQの方に配慮するということは、女性専用を使いたい方、男性専用を使いたい方への配慮も大切に、また、犯罪防止も勘案した上で世論を騒ぎ立てない、より自然な形でLGBTQ当事者への配慮が必要になってくると思います。多くのLGBTQ当事者の方が本当に望んでいること、その心の中にある忌憚ない意見をしっかりと聞いて、それ以外の方へも配慮し、丁寧に丁寧に進めていっていただきたいと思います。

以上のことを踏まえまして、公衆トイレについての別府市の対応を、今分かっている時点で結構です、答弁をお願いします。

- 共生社会実現・部落差別解消推進課長（河野幸夫君） お答えします。

市内の公共施設では、誰もが使える多目的トイレを設置していますが、今後も関係各課と連携を図り、LGBTQの方のためにも、そしてそれ以外の方のためにも配慮できるような施設について協議を進めてまいりたいと考えています。

- 3番（中村 悟君） 誰もが使える多目的トイレを設置していますが、これからもさらにLGBTQの方のためにも、それ以外の方にも配慮する施設を造りますということで、一つの現実的な方法として、今ある多目的トイレを充実させる、例えば数を増やしたり、設備をよくしたりということ、それを推進することが、LGBTQの方にも車椅子の方にも、ちっちゃいお子様連れの方にもよりよい環境づくりにつながるのではないかなと個人的には思っておりますので、これからもぜひ検討のほうをよろしくお願いいたします。

今回の、国において性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、いわゆる、LGBT法案ですが、国民、市民の皆さんからしたら、国において十分な議論がなされないまま、その情報が市民に届かないまま突然降って湧いたような印象を受けている方も多いのではないかなと思います。こういった人権に関わる法案は、長い時間をかけて慎重に議論を深めながら進めていかないと、かえって誤解や差別を生んでしまう危険性をはらんでいると思います。別府市におきましては、様々な立場の方が暮らしやすいまちにするべく、皆の合意形成のプロセスというのを、今もされてると思うんですが、今まで以上に大切に、慎重に進めていっていただければと思います。

以上のことについて、別府市のお考えを答弁願います。

- 共生社会実現・部落差別解消推進課長（河野幸夫君） お答えします。

性的マイノリティーの人たちへの差別意識や偏見を解消し、理解を図っていくために、国や県、他市町村及び関係団体等と連携を深め、引き続き別府市人権教育及び人権啓発基本計画に基づく人権教育啓発に取り組んでまいります。

また、その取組に当たっては、当事者である性的マイノリティーの人たちへの思いや市民の声を丁寧に受け止め、推進してまいります。

- 3番（中村 悟君） ありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。次は入浴着について質問をさせていただきます。

この質問も、以前私のほうに、乳がん手術により傷跡が残った方から、周りの目を気にせずに大浴場に入りたい、せっかく温泉都市の別府市にいるのだから、もっと温泉を楽しみたいという話を聞かせていただきました。その思いを私自身十分理解した上で、今回の質問をつくらせていただきました。

まず、入浴着とは、乳がんや皮膚移植の手術により傷跡が残った方が、周囲を気にすることなく入浴が楽しめるように、傷跡をカバーするために開発・製造された専用の入浴肌

着です。脱衣場などで着用し、浴槽に入る前には、付着した石けん成分をよく洗い流すなど、清潔な状態で使用される場合は、衛生管理上の問題はありません。

そこで、令和5年2月13日に厚生労働省医薬生活衛生局生活衛生課より、公衆浴場等における入浴着を着用した入浴への理解の推進について、周知依頼の文書が各都道府県、保健所設置市の生活衛生担当課宛てに出されました。内容としては、入浴施設等の事業者に対し、入浴着の周知徹底を図り、適切な対応が取られるよう御協力をお願いするものです。

そこで、入浴着について別府市でのお考えをお聞かせください。また、市内入浴事業者数と入浴着着用入浴が可能な施設数を答弁願います。

○温泉課長（樋田英彦君） お答えします。

別府市としまして、様々な理由によって入浴施設を利用することに抵抗を感じている方にとって、気兼ねなく、また衛生面に配慮された入浴着を利用することで楽しんでいただけることは大切な取組であると考えております。現在、別府市における公衆浴場数は東部保健所報によると、令和3年度末現在で188施設となっております。また、入浴着着用での入浴が可能な施設数は、大分県のホームページで公表されております件数ですと、現在市内で27施設となっております。

○3番（中村 悟君） 別府市における入浴浴場総数は188施設と、そして入浴着着用入浴が可能な施設は27施設ということで答弁いただきました。中には、なかなか公表できない、いろんな事情により公表できない施設もあると思いますので、実数はもう少し入浴着着用入浴が可能な施設はあるのかなというふうに思っております。情報がしっかりと、実際入浴着をつけて入りたい方に届かない限りは、やはりそこは入れる施設とは認定できない、情報が届かないとなかなか厳しいところもありますので、ぜひちょっとでも、件数27件、27施設が増えるように働きかけていただきたいなというふうに私自身思っております。

そして、厚生労働省が令和4年12月に実施したウェブアンケート、公衆浴場法及び旅館業法の適用を受ける入浴施設における入浴着を着用した入浴に係る調査の全国の事業者向けの調査がありました。その中で、乳がん患者のバスタイムカバー等の入浴着を着用した入浴は可能かの問いに対して、入浴可能と答えた事業所は65%あったそうです。そして、入浴を認めていないと答えた事業所は17%という結果でした。入浴可能と答えた事業所の中で、入浴着を着用した入浴が可能であることを周知をしているか、ということ聞いた問いに関しましては、周知をしていると答えた事業所は34%、周知をしていないと答えた事業所は66%という結果が出ました。

これを大まかにまとめますと、3分の2の事業所では入浴着着用入浴は可能ですが、それを周知している事業所自体はその中の3分の1しかいないというデータが出ています。これはとてももったいないことなのかなと思います。せっかく、厚生労働省や大分県から入浴着着用入浴についての啓発ポスターもありますので、積極的に周知を図っていくべきだと私自身考えますが、別府市での対応を答弁願います。

○温泉課長（樋田英彦君） お答えします。

入浴着を着用した入浴への理解の促進につきましては、厚生労働省、また観光庁より旅館ホテル各団体等にも周知に関する同様の通知がされているところでございます。別府市におきましては、市営温泉の指定管理者等への周知依頼とともに、施設の利用者への理解促進に関して併せて依頼をし、所管する市営温泉にはポスター掲示等を行っております。

今後も関係課及び団体等と連携しながら、入浴施設の多くの関係者の御理解・御協力をいただきながら、様々な方が利用しやすく、誰もが楽しめる環境づくりに向け取り組んでいきたいと考えております。

○3番（中村 悟君） 答弁ありがとうございます。乳がんや皮膚移植の手術により傷跡が

残った方が、周囲を気にすることなく大衆浴場での入浴が楽しめるように、世界に名だたる温泉地の別府市としてしっかり対応していただきたいと思います。ぜひ、よろしくお願いいたします。

次に、パートナーシップ制度について質問をさせていただきます。

この問題も、しばしば新聞に取り上げられたりと、比較的市民の関心の高い制度だと感じています。ぜひ、別府市には前向きに検討していただきたいとお願いをしまして、質問に入らせていただきます。

パートナーシップ制度は、同性同士の婚姻が法律で認められていない日本において、自治体が独自にLGBTQカップルに対して、結婚に相当する関係とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度です。受けられるメリットは、病院で家族と同様の扱いを受けられる、公営住宅への入居に家族として入居可能、生命保険の受取りにパートナーを指定することができる、または民間の家族割などがあります、地域によってはですね。

日本では、2015年に東京都渋谷区議会が初めて、婚姻に相当する関係と認める渋谷区パートナーシップ証明書を出す条例を制定しました。同時期に、世田谷区も同性パートナーシップ宣言を開始しました。その後、ほかの自治体にもパートナーシップ制度導入の動きが広がっていきました。日本では、2023年7月14日時点で導入自治体は少なくとも338自治体、2022年12月31日時点でのパートナーシップ制度を利用したカップルは4,186組います。大分県におきましては、日田市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、豊後大野市がパートナーシップ制度を導入してありますが、今年の9月1日には大分市も導入をしました。宣言を受容したカップルには、市営住宅の入居の申込みやパートナーによる保育施設の入所申込みなどができるようになるということです。

そこでお聞きします。パートナーシップ制度を今後、別府市でも導入するお考えがあるかどうか、答弁をお願いします。

○共生社会実現・部落差別解消推進課長（河野幸夫君） お答えします。

パートナーシップ制度の利用者がどこの地域でも同様のサービスが受けられるよう、性的少数者の関する市民の理解促進を図りながら、導入は国、県域での広域的な制度としての導入をと考えていますので、今後も県などの動向を注視していきたいと考えております。

○3番（中村 悟君） 多様性であったりとか、偏見の排除などといった社会の流れから、昨今では、異性間のカップルと同様に、同性のカップルについても法律婚を認めるべきだという考えが広まっています。同性カップルにも幸せな未来の形、そして新しい選択肢を得る権利があると思います。ぜひ、別府市でも導入をして進めていただきたいと思います。県、国のほうと一緒に同じ方向を向いて、前向きに検討していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、質問事項の2番に移らせていただきます。障害福祉支援についてです。

障害者福祉サービスは、基本的に障がいのある方の支援を中心に設計をされています。しかしその日常の支援は、主に保護者の方を中心とした御家族の方が担われていると言えます。障がいのある方の日常の支援は、その状況によりますが、非常に負担の大きいものと言えます。例えば、大きく分けて3つの負担があると考えられます。一つは身体的負担。身体的負担としましては障がいやその症状が重くなり、支え切ることができなくなってきた、または加齢による体力的な限界、そして支援されている方の体調が悪化すると、十分な支援ができない。また、介護で背中や腰等を痛めてしまい、加齢によってさらにつらい、などが考えられます。

また、精神的な負担。精神的な負担としては、支援をする方自身のための時間やゆとりがなかなか持てない、また、疲れが取れない、リフレッシュができない、障がいのある方

に何かあったときに心配、また、支援をする方が支援できなくなったときの生活を考えると不安でたまらない、などが考えられます。

そして3つ目には、経済的負担。経済的負担としては、介護のために働けない、支援されている方が働けないため、障がいのある方の年金が生活費の支えになっているケース、また、年金収入等が少ないため生活が苦しい、また、年金収入等では支援をする方が支援できなくなったときの生活が不安、また、障害や症状が重くなり、医療費の負担増が不安、などが挙げられます。障がいがある方を日常的に支援されている御家族の方のケアも重要であり、十分とは言えないまでも、最低限の休息を取ることが非常に大切なことだと考えますが、いかがでしょうか。別府市の考えを教えてください。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

障害者総合支援法による様々な福祉サービスが提供されている現在においても、障がい当事者の家族の負担を軽減する、いわゆるレスパイトケアの必要性については社会的にも十分に浸透していない状況があると認識しています。

○3番（中村 悟君） レスパイトケアに関して、なかなか社会的にも十分に浸透していない状況があるということです。そのような御家族の方の支援を目的としたサービスである、日中一時支援事業について質問をさせていただきます。

日中一時支援事業は、障害者総合支援法の下地域生活支援事業に基づくサービスで、厚労省の通達によれば、次のような目的で行う事業とされています。障がい者等の日中における活動の場を確保することで、障がい者等の家族の就労支援、及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするものというものです。就労支援という観点から見ると、保護者が正社員として就労するために、制度のすきま時間を埋めることができる大切な事業だと思います。障がい当事者の御家族が正社員として働くということを諦めなくてもいい、就労の選択肢を増やすためには、日中一時支援は重要です。

では、別府市で日中一時支援事業を行っている事業者数を答弁願います。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

令和5年度、日中一時支援事業を実施して、市と委託契約を結んでいる事業者数は18法人、22事業所でございます。

○3番（中村 悟君） 今回の一般質問に当たり、当事者の保護者の方々や、事業を実施している施設長の方に聞き取り調査を行いました。その結果、日中一時支援の利用申込みをしたとしても、なかなか受け入れてくれる施設が少ないという現状の声をお聞きしました。そのことについて、別府市としての認識を答弁願います。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

日中一時支援事業は、障害者総合支援法におけるメニューの中で、地域生活支援事業に分類される全国一律ではなく、各地域で展開する任意事業に分類される事業となります。令和5年度8月現在で利用事業者数は先ほど述べましたが、22か所でございます。大分市の利用可能事業所数は31でありますので、近隣としても少ないとの認識はございません。

○3番（中村 悟君） 大分市と比較して、少ないという認識はないという答弁でございました。

そこで質問をします。市内での利用可能事業所22事業所の、昨年度の実際の利用件数を答弁願います。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

令和4年度の延べ利用回数でございますが、2,201件でございます。

○3番（中村 悟君） 令和4年度の延べ利用回数ですが、2,201件ということは、1施設当たり1か月に、平均8.4件の延べ利用回数ということになります。1施設が1週間で2

件の受入れをしているという計算になります。この少ない数字から、利用を希望する方が受け入れてもらいやすい制度になっているのか、疑問を感じざるを得ません。

そこで、施設側の聞き取りを行いました。利用可能事業所数は一定の数があっても、実際受入れをする事業者が少ない理由として、受入れ1件につき、市からの補助が安価のため、必要な専門補助員さんの人件費を考慮すると、なかなか割に合わず、施設運営上受け入れることが難しくなってしまうとの声をお聞きしました。施設側にとって、日中一時支援事業はほぼボランティア奉仕に近い単価設定という認識でした。

そこで、私自身実際に数字のほうを調べてきました。それによりますと、例えばショートステイ型で障害支援区分が1もしくは2、または障害児支援区分が1の者が使った場合、4時間以下の利用の単価が1,200円です。これは1人が4時間使用したとしたら、1時間当たり300円の事業収入ということになります。または障害支援区分が5もしくは6、または障害児支援区分が3の者に対して、4時間以下の利用時間での単価が2,200円です。これは4時間使用したとしたら、1人1時間当たり550円の補助ということになります。この金額は、事業所に支払われるということになっております。どのくらいの単価が適切なのか、それは難しい問題だとは思いますが、少なくとも現状の単価だと適正とは言えないのではないかと僕は思います。

事業所が日中一時支援を実施、受けやすくすることで、障がい当事者の親の働き方の選択肢を増やすことができます。別府市としてのお考えを答弁願います。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

県内の市町村等の現状を比べますと、本市の事業単価が著しく低いという認識は持っておりません。近隣市町村との均衡を保つことで、本市の利用者の利益享受を確保したいと考えております。

○3番（中村 悟君） 本市の事業単価は著しく低いという認識はないということですが、低い、そして高いを判断する要素としては単純に、近隣市町村との比較だけでは測れないと思います。事業者が実務上感じる妥当性こそ、重要な判断基準だと考えます。別府市のお考えをお聞かせください。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

現在の状況を調査するとともに、十分に事業者の意見を伺いたいと思います。

○3番（中村 悟君） ぜひ、現状の状況を調査していただきまして、いろいろな兼ね合いもあるのは理解しています。しかし、ぜひ事業者の意見をしっかり聞いた上で、ちょっとでも障がいのある方の保護者の方、御家族の方が正社員として働ける、そういう選択肢をしっかりとつくっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問です。障がい当事者の親のサポートに関して、もう一点質問させていただきます。

障がい当事者の親御さんから寄せられる意見の中で特に多いのが、様々な制度に要する市役所での申請手続の頻度がとても多く大変という意見を頂戴いたします。障がい当事者の保護者は、日常の支援であったり、就労で目が回るような忙しい日々を送っています。場合によっては、医療的ケア児や重度障がい児を連れての申請になります。これは親にとってもとても負担だと思います。ぜひ、申請手続の負担軽減策を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、答弁を求めます。

○障害福祉課長（大久保智君） お答えいたします。

現在、本市の公式LINEでは、多岐にわたる障害福祉に関する制度、サービス等の解説もチャットボット対応になっておりますので、御活用いただきたいと思います。

窓口の申請等に係る負担軽減につきましては、対面が必要な部分を除きまして、今後DX推進による各種手続の電子申請対応を図り、行かなくていい市役所を目指してまいります。

す。

- 3番(中村 悟君) DX推進による各種手続等の電子申請対応を図り、行かなくてもいい市役所を目指していくということですが、これは本当に素晴らしいことだと思います。これにより、多くの方が不便を被ることなく申請ができると思います。そしてそのことが、市役所の職員さんの業務の効率化にもつなげることができると思っています。

6月議会の一般質問でも要望をさせていただきました。赤ちゃんの出生に関わる各種の手続、そして今回の医療的ケア児や重度障がいの方に関わる各種手続の負担軽減は特に早急に進めるように要望いたします。お願いします。

それでは次に入ります。学校での軽度発達障がい児童へのきめ細かい支援について質問させていただきます。

文部科学省が2022年12月13日に発表した調査結果によると、通常の学級に在籍する小中学生の8.8%に、学習面や行動面で著しい困難を示す発達障がいの可能性があるという結果が出ました。これは1クラス当たり3人程度という数になります。そして、その中でも、支援学級に通級で通う児童生徒は、その中の10.6%ということです。

以上の結果から、1クラス当たり約2.7人の児童生徒が、発達に特性を抱えながらも、通常学級のみで過ごしているという姿がうかがえます。発達に特性を抱える児童生徒に必要なのは個別の困りを理解すること、また、特性に合わせた授業や指導が必要になってきます。しかしながら、別府市の教育現場も教員不足傾向が続いていると思います。

では現在、市内小中学校において教員の不足数を答弁願います。

- 学校教育課参事(宮川久寿君) お答えいたします。

9月1日現在、小学校で11人、中学校で1人が不足しております。

この状況に対しましては、もともと学校には、学校規模に応じて学級担任以外の教員一、二名を含めた教員数を配置するようになっております。現在、学校ではその教員を学級担任等へ充て、学級担任が不足しないように対応しております。しかし、学校規模に応じた教職員の定数を満たしておらず、教育の質の維持向上のためには、学校規模に応じた教職員数は必要と考えます。教員の定数確保に向け、今後も継続して、大分県教育委員会と連携を図っていきたいと考えております。

- 3番(中村 悟君) 小学校で11人、中学校で1人が教員が不足しているという現状があります。そのような状況の中、今いる先生方だけで、普通学級に通う発達に特性を抱える児童生徒へのきめ細やかなサービス、サポートを求めるのは、幾分無理があるかと思いません。

そこで、支援強化に向けて、いきいきプラン支援員の人員を拡大すること、及び放課後等デイサービス事業所勤務の職員さんを学校現場に支援員として配置することを検討してみてもはどうでしょうか。そのような職員は業務として、日常的に支援を必要とする児童生徒と関わっており、ある意味で専門職と言えらると思います。特別支援教育支援員の採用要件に、例えば放課後等デイサービスをはじめとする発達障がいに関わる業務の勤務経験のある方を、追加してみてもはどうでしょうか。予算もなかなか関わることであるから、本年度の配置というのは難しいかもしれませんが、来年度以降、特別な支援を必要とする児童生徒への手厚い支援体制に向け、教育委員会として検討していただけないものか、答弁を願います。

- 学校教育課参事(宮川久寿君) お答えいたします。

児童生徒の実態や、保護者のニーズも多様化しております。別府市教育委員会としましては、特別な支援を必要とする児童生徒への十分な支援体制の構築は不可欠と考え、本年度は特別支援教育支援員の採用人数を、昨年度の48人から50人に増員いたしました。しかし、9月1日現在で48名を任用しておりますが、2名の欠員が生じております。また、

子どもの実態等を考えますと、より一層の支援体制の充実が求められているところでございます。

特別支援教育支援員、いわゆるいきいき支援員さんの採用に関しましては、令和5年9月1日付で実施要綱を改正し、採用要件の見直しを図りました。具体的には、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師のいずれかの資格を有していることをこれまでの採用要件に加え、人材を幅広く獲得できるようにいたしました。今後も引き続き、児童生徒に対する十分な支援が行えるだけの人員確保に努めてまいります。

- 3番(中村 悟君) ぜひ今後も、さっき答弁にありましたとおり人員確保、そして、さらなる増員のほうをお願いいたします。そして、やはりなかなか支援の手が届かない、でも軽度発達障がいを抱えてらっしゃるグレーゾーンの方たちに対して、しっかりとしたケアができるように、体制にさせていただきたいと思います。私自身も頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、地場企業の支援についての項目に入らせていただきます。

別府市は、別府商工会議所や中小企業診断士協会と連携して、各種補助金や支援金等の情報提供、資金繰りや事業継承など事業及び経営に関する事業継続支援窓口を設置するなど、地元企業の支援に取り組んでおり、今後もさらにその支援を充実させていただきたいと考えています。

そこで、今回の一般質問では、地元中小企業の支援の中でも、知的財産に関わる部分についてお尋ねしたいと思います。まず、知的財産とはどういうものなのか、答弁を願います。

- 産業政策課長(大町 史君) お答えいたします。

知的財産基本法第2条第1項で、知的財産とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物、その他の人間の創造的活動により生み出されるもの、商標、商号、その他事業活動に用いられる商品または役務を表示するもの、及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報を言う。

また、同条第2項では、知的財産権とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権、その他の知的財産に関して法令により定められた権利、または法律上保護される利益に係る権利を言うとして定義をされております。

知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権は、産業財産権と言われ、特許庁が所管をしております。産業財産権制度は、新しい技術、新しいデザイン、ネーミングやロゴマークなどについて、独占権を与え、模倣防止のために保護し、研究開発へのインセンティブを付与したり、取引上の信用を維持したりすることによって、産業の発展を図ることを目的としております。

- 3番(中村 悟君) 大分市では、中小企業の競争力強化を図るために特許権、実用新案権、意匠権、商標権の出願に要する経費の一部を補助し、地場の中小企業を支援しています。補助率は、補助対象経費の2分の1、特許権や実用新案権であったら20万円、そして意匠権、商標権は10万円、企業につき年度内50万円に達するまで複数回申請可能ということです。

別府市におきましても、特許権や実用新案権、意匠権、商標権の出願に要する経費の一部を補助することで、別府市内の中小企業を支援し、安定した特許で守られた、稼ぐ力の強化につなげるべきだと考えますが、別府市としていかがお考えでしょうか、答弁を願います。

- 産業政策課長(大町 史君) お答えいたします。

大分市の補助制度は、平成28年度に創設され、多くの事業者が補助金を活用していると伺っております。知的財産権の補助制度について、事業者のニーズや他市の事例を調査研究をしてみたいと考えております。

○3番(中村 悟君) ありがとうございます。ぜひ、別府の地場企業を支えるためにもしっかりと補助のほう、これがあるだけで少し一歩踏み出そうという思いが生まれると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。そして、別府市の企業を守っていただきたいなというふうに思います。

そして最後の項ですね、4番、別府市新学校給食共同調理場の運用について質問させていただきます。

皆様御存じのとおり、別府市原町に新しく学校給食センターが完成しました。建設事業費は36億4,100万円で、市内を合わせて35の幼稚園と、小中学校の給食を一括で調理をします。1日で最大8,500食分の給食を調理するということです。別府市では、地産地消にこだわった安心・安全な給食づくりを進めていくとして、2学期から供用が始まったところです。そこで見えてきた幾つかの運営に関する諸問題について、質問をさせていただきます。

まず、完成した給食が児童生徒の元に届くまでの一連の流れを答弁願います。

○教育政策課長(森本悦子君) お答えいたします。

給食センターでクラス別の食缶に入れ、コンテナに收容されたものが配送トラックで各校に届けられ、配送員がコンテナ配置場所に並べます。食器コンテナは、食缶コンテナよりも約1時間前に到着いたします。

学校職員は、児童生徒が取りに来るまでの間に牛乳の仕分けをしたり、デザートがある日にはそれを受け取ったりします。子どもたちが受け取りに来る際には、コンテナから食器や食缶を取り出す補助もいたします。児童生徒は、コンテナ配置場所に食器、食缶を取りに行き、教室まで運び、今までと同様に配膳をして喫食をいたします。

小学校では、食器や食缶はこれまで調理室で調理員から直接手渡しをされていましたが、今回、コンテナから出し入れする、また取りに行く場所が異なるといった相違点がございます。

○3番(中村 悟君) 学校職員の方が、児童生徒が取りに来るまでの間、牛乳の仕分けをしたり、そして子どもたちが受け取りに来る際には、コンテナから食器や食缶を取り出す補助もしているということです。会計年度任用職員の事務員さんが仕分けなどを主に行うということですが、事務員さんからは、業務量が多過ぎてそこまで対応できないという声も耳にします。実際に私のほうにも、現場からの悲痛な声が寄せられています。現場が慣れるのを待つだけでなく、人員配置を増やすなど、具体的な対策を取っていただきたいと思いますが、そのような声に対してどう対応していきますか、答弁を求めます。

○教育政策課長(森本悦子君) お答えいたします。

市費事務員、用務員、スクールサポートスタッフを中心に、牛乳の仕分けなどの事前準備、コンテナから食器や食缶を取り出す補助、片づけなど、これまで担当していない業務もお願いをしております。1人に負担が偏ることがないように、各校の実情に応じた体制を組んでいただいた上で、学校配送リハーサルを8月中に2回実施し、改善方法のシミュレーションを行いました。

慣れるまではもう少し時間がかかる、2回のリハーサルで検証できたのでスムーズだった、高学年の給食員と一緒に、生徒の動線を見直したらスムーズになったなど、学校現場からの御意見は様々ですが、今後、課題を検証し、学校とともに具体的解決策を検討したいと考えております。

○3番(中村 悟君) 今後、課題を検証し、学校とともに解決策を検討するということが、ぜひ人員、増員ですね、やっぱりどうしても人の手って必要なんです。なので、そこをしっかりと考えていただければありがたいと思います。そこを要望いたしまして次に行きます。

私は運用前の給食試食会に参加させていただきました。私は気を遣って奥様が出してくださっていますので、家自体が割と塩分控えめで、僕が給食試食会で食べたときは栄養バランスもよく、赤飯の食感も僕はよく感じまして、この大量調理でこの品質は、給食業務に関わる職員さんの努力というのはいかほどなのかなというふうに思いました。

しかし、いざ9月1日が運用初日でしたが、赤飯の量が少なくて塩気も薄かったという児童生徒の話の複数人から聞きました。私のほうに市内小中学校の保護者さんから、給食の味や量に関して懸念する声が多く寄せられています。味や量ということですが、感じ方というのは人それぞれ違いがあるとは思いますが、開始直後という点を勘案したとしても、不安視をする声が多過ぎると私自身感じています。別府市はモットーとして、日本一おいしい給食を掲げています。子どもたちにとって、給食は学校生活において最高の楽しみの一つです。我が子も、毎朝給食の献立を確認しては、好きな献立のときは楽しみと顔をほころばせています。おいしい給食があるから、学校に足が向く子どももいると思います。改めてそのことを認識していただいて、味についても日々研さんを重ねて、日本一おいしい給食というモットーを具現化していただきたいと思います。

以上について答弁を願います。

○教育政策課長（森本悦子君） お答えいたします。

現代の食習慣は、外食産業の影響などもありまして、味つけの濃いものが多い傾向にあります。その結果、肥満などの生活習慣病が子どもでも多くなり、全国的にもこれは重要課題とされています。

学校給食は文部科学省の学校給食摂取基準というものがございまして、摂取目標の栄養価や塩分、脂質などが定められています。例えば塩分ですと、成人の場合、1日当たり男性で7.5グラム、女性で6.5グラムと定められているんですけども、園児児童生徒が食べる給食は1食当たり、低学年で2グラム未満、中学生ですと2.5グラム未満で、この基準は年々厳しくなっています。塩分2グラムとは、コンソメスープ1杯がちょうど2グラムになります。

献立立案の際はもちろんのこと、学校給食センターではでき上がり後の塩分濃度を毎回計測をして給食を提供しております。成長過程において、健康な体を作ることも給食の大切な役割であると考えておりますので、栄養士が定められた基準内で調節を行い、だしや香辛料を活用する工夫を行いながら、薄味でもおいしい栄養バランスの整った献立を提供しています。

また、食の経験や食事の見本として提供する献立の中には、必ずしも子どもたちが喜ばない献立もございまして。そのような場合にも、栄養教諭等が給食の意図を子どもたちに伝える食育を行うことにより、体にも心にもおいしいと思っただけの給食を提供するように努めたいと思います。

○3番（中村 悟君） ありがとうございます。塩分や油分など、様々なものを調整しながらつくっていただいているということで、やはり子どもたちの体の健康を考えると、確かにこうやって塩分に気を使ってやるというのはすごく食育という面で大切かと思えます。

ただ、その中に、メニューの中に1品、子どもが喜ぶようなメニューを入れる等の研究をして、楽しい給食というところも実現していただきたいというふうに思っています。

次に、給食の量についてです。

特に中学校において、量が少な過ぎておなかがもたないという声をよく聞きます。育ち盛りの体づくりには、先ほどもおっしゃった栄養バランスも大切ですが、適切な量を食べるということも大切です。つぎ分け方でも変わってくるとは思いますが、各クラスの残食量を見れば、量が足りているのか、足りていないのかを測ることができると思います。

そこで質問をします。センターから各学校への給食の配分というのはいかのように行って

いますか、答弁を求めます。

○教育政策課長（森本悦子君） お答えいたします。

初日、9月1日は計量誤りもありましたので、一部の中学校では御飯の量が少ないという事実が確かにございました。しかし、その後全ての小中学校へのヒアリングによりますと、その後は適量であるということの報告を受けてございます。

先ほど述べました学校給食摂取基準ですけれども、小学生が530から780キロカロリー、中学生ですと850キロカロリーです。摂取基準に基づいて1人当たりの分量を算出して、クラスの人数分を1つの食缶につき分け、3段階のチェックを終えてコンテナに入れるようにしております。

○3番（中村 悟君） ありがとうございます。9月1日から市内の全小中学校において、新給食センターが始動しましたが、量や味、または業務について様々な、よい点も悪い点も含めて様々な意見が寄せられています。先ほども言いましたが、別府市はモットーとして日本一おいしい給食を掲げています。この理念を実現していくためには、実際に喫食をしている教職員、児童生徒の声を聞いて、改善案に反映させていくことが重要だと思います。

そこで私からの提案なのですが、今後市内児童生徒を対象に給食の味や量、感想についてのアンケートを定期的にとってほしいと思います。以上のことについて、答弁を求めます。

○教育政策課長（森本悦子君） お答えいたします。

給食時間を楽しみにしてもらえるように、アンケートなどの方法を用いて、子どもたちや現場の教職員の御意見を反映させる準備を現在進めております。

また、学校給食センターでは試食の場を設け、学校給食を有料で体験していただけます。保護者はもちろん、どなたでも事前申込みをしていただくと御試食いただくことができますので、準備ができ次第案内をして、率直な御意見を頂戴したいと考えております。

○3番（中村 悟君） ぜひ、せっかく新しくなった給食センターですので、そのようにしっかり活用していただいて、保護者の方が給食を实际食べて判断できるような形、意見できるような形をとっていただきたいと思います。そして、しっかりアンケートを取って、その意見を反映させていただきたいというふうに思います。ぜひこれについては、心からお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

そして、また給食に関してなんですが、1点僕から気になることがありました。中部中学校と鶴見台中学校は初日、50分ほど給食時間が遅延をして、給食と掃除の順番を入れ替えたという話も聞きました。このことについて、教育委員会の見解を答弁願います。

○教育政策課長（森本悦子君） お答えいたします。

これまで共同調理場や単独調理場では、機器の機能上の課題がありまして、モチ米100%の赤飯というものはこれまで提供したことがございません。今回、センターが本格稼働したことを祝い、初めて提供いたしましたけれども、モチ米のでき上がり量の計量を誤り、でき上がりが不足したために、追加炊飯をして50分遅れて提供することになりました。

量の過不足や遅延が生じたことを重く受け止め、何より子どもたちの学校教育活動に支障が出ないように、調理配送業者に対して厳しく指導しました。今後も管理体制を厳格にして、子どもの心と体を育てる、安全・安心な給食を安定的に提供することに努めたいと思います。

○3番（中村 悟君） 初日ということもあり、そういうミスも出たということですが、ぜひ今後の管理体制を厳格にして、給食というのは子どもにとってとても大切なものですので、安定して供給ができるようお願いを申し上げます。

そして、余談になるんですが、初日の給食に赤飯が出ました。赤飯を食べたことがないという児童生徒もいたという話を聞きました。確かに、私の子ども時代にはたまたま食卓が上がっていたメニューも、時代の流れとともに食べるものが少なくなったものもあると思います。そういうメニューを児童生徒が口にするのも、食の文化伝承という意味では食育につながるかなと思います。

また、トリニータ丼のような、地域ならではのメニュー開発にも取り組んでいただきまして、子どもたちにまた楽しい給食というのを届けていただきたいなと思いますが、以上について答弁を願います。

○教育政策課長（森本悦子君） お答えいたします。

初日の赤飯については、ある小学校では食べたことがない、小豆を知らないという児童がいたそうです。味については、とりわけ外国にルーツを持つ子どもたちにとてもおいしいと評判だったそうで、日本では古くからお祝いの席で食べることを説明したと聞いております。

今後は、地元でとれた旬の野菜を取り入れた地産地消メニューの提供も予定をしております。給食を通して児童生徒が家族や先生、友人と食べ物について話をしたり、地域性のある料理に興味を持ってもらうことも食育につながるというふうに考えております。

○3番（中村 悟君） ありがとうございます。重ねてになりますが、給食も子どもたちの楽しみです。これが楽しみで学校に行ってるという方も、子もいっぱいいると思います。ぜひ、楽しい給食、そしておいしい給食、しっかり心がけていただいて、重ねてになりますがアンケートをとりながら、しっかり真摯に耳を傾けて、よりよい給食センターをつくっていただければいいなというふうに思っておりますので、それをお願いしまして私からの質問を終わらせていただきます。

○25番（泉 武弘君） この議会では、带状疱疹問題と人工知能問題について質問をさせていただきます。

質問に入る前に、議長の許可をいただきたいんですが、带状疱疹の質疑前に、資料を皆さんに配付したいと思っておりますので御了解いただけますでしょうか。

○議長（加藤信康君） 許可いたします。

○25番（泉 武弘君） 市長をはじめ執行部の皆さん、そして議場の皆さん方のタブレットの中に带状疱疹の資料を落とし込んでいますから、これを参考にいただければありがたいと思っております。

今回、带状疱疹と人工知能問題について質問をいたしますけども、大分合同新聞の社説、それから今日新聞の記事、日本経済新聞、それから読売新聞の特集等を参考にして質問を組み上げてまいりました。そのことを前段申し上げてから質問に入ります。

市長、これを見ていただけますか。これは読売新聞が特集を、特集広告を組んだんですね。この1面全てが、带状疱疹に関わる問題なんです。私もこの記事を見たときに、こんなにも带状疱疹というのは大きな社会問題になってるんだなということで注意してテレビ放送を見てますと、テレビでも带状疱疹ワクチンの接種の勧めのコマーシャルが随分出ていました。これに関心をする必要はなかったのが、自分自身が带状疱疹にかかってしまったということなんです。

まず带状疱疹について、大分合同新聞の社説から引用しますと、带状疱疹というのは顔、それから胸、腹、背中等に帯状に湿疹や皮膚かぶれが出てまいります。それでこれが、顔の部分に出ますと失明等の危険があるということで、私は不幸にしてこの左目から、ずっと带状疱疹が出ました。それで、頭の半分にかさぶたが全部できまして、それまでにおかしいなって、市長、思ったんですよ。髪を洗うときに髪を洗えないんです。触るのが痛くて、それで皮膚科に行きました。皮膚科では、いや、これ带状疱疹じゃありませんという

ふうには実は診断をされて、ひょっとしたら歯の痛みから来る症状かなと思って歯医者に行って、その先生から、泉さん、これは帯状疱疹だよって言われて、慌てて紹介状をもらって、入院したという経緯があるんですね。

そこで、帯状疱疹の一番怖いところは、治療である程度痛みは軽減することができます。だけでも軽減した後に、皮膚炎症が長く続くということなんです。私は4月の末に入院して、それで今もって、実はペインクリニックで治療を続けていて、それでもなおかつ、この左目の上、ここは、自分の皮膚にもう一度皮膚が加わったような感じがするんです。それで自分の感覚はないんですね。それで、時として、髪の毛が急に立ってしまってるような誤った皮膚感覚が実はあるんです。

こういうふうには、帯状疱疹というのは、治療後に長い間続くという、本当に嫌な病気なんです。それでそのなおかつ、この症状が6か月ぐらい続く、それで完治すればいいんですけど、完治することはまず不可能だと、こういうふうにはペインクリニックの先生から言われてます。

そこで、この帯状疱疹の患者が年間どのくらいかということについては、合同新聞の社説に載っていますが、約60万人が発症してる。それで過去26年間で、帯状疱疹患者は1.6倍まで増えてるというふうには、この社説では述べています。

そこでお尋ねしますが、別府市の帯状疱疹患者の推移と、帯状疱疹患者数はどのようになってますか、説明してください。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

宮崎県での2017年の調査の発症率より推計いたしますと、別府市では年間690人が帯状疱疹を発症すると見込まれております。

○25番（泉 武弘君） 700名近くは発症してるということですね。市長ね、帯状疱疹患者に関する検索をしてみますとね、コロナによってさらに増えている。免疫力が減退してるということなんです。このことが、今後市民の健康に大きな被害を及ぼしてくるということになろうと思うんです。

そこで担当課長にお尋ねしますが、今後別府市の帯状疱疹患者数の発生予測、こういうものはどのように把握してますか。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

帯状疱疹患者の増加の原因は明らかになってはおりませんが、先ほどの調査によりますと、高齢化と水ぼうそうワクチンの定期接種化で水ぼうそうの流行が抑えられ、水痘帯状疱疹ウイルスに接する機会が減ることによる追加免疫効果の抑制が、患者増加に影響しているものとされており、今後も患者は増加すると見込まれております。

○25番（泉 武弘君） 帯状疱疹の対応として一番好ましいのは、帯状疱疹が発症する以前にワクチンを接種する。これが一番予防法としては効果があるんじゃないかというふうには感じていますが、この帯状疱疹ワクチンに関する費用について、当局は資料を持っていれば説明してください。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

1回の接種を行う生ワクチンと2回接種を行う不活性化ワクチンの2種類があります。予防接種法に基づかない任意接種のため、接種料は全額自己負担となります。また、金額は自由診療のため、医療機関では異なりますが、生ワクチンは1回1万円前後、不活性化ワクチンは1回2万円程度かかると言われております。

○25番（泉 武弘君） 市長ね、実はこの議会で質問する前に、自分が帯状疱疹に伴って入院した費用と、帯状疱疹ワクチンを接種した費用、そして今なお継続して治療している治療費を含めると、入院費が約15万円です。そして2回帯状疱疹ワクチンを接種してんですけど、これが4万4,000円、それで事後にずっと継続して治療を続けていますが、それ

が数千円かかっています。約 20 万程度、実は費用がかかりました。

それで、私が、私は大変恵まれたことに市民の皆さん方から給料を頂いてます。何とか対応できますけども、年金生活者にとってみますと、やはりかなりの御負担だなと実は思うんです。今、全国では 272 の自治体が带状疱疹ワクチンに対する公費助成をしています。これが一番お気の毒だと思うのは、年金生活に入った方々の罹患率が非常に高いということで、年齢的に見ていきますと、50 歳を境に、この発症率が一気に上がっていきます。それで 80 代までに、3 人に 1 人が带状疱疹にかかると言われてます。

もう一つの、誤った皆さん認識を持っているのは、小さい頃に水ぼうそうにかかったから自分がかからないだろうと、こういう感情を持っていますが、水ぼうそうにかかっても、ストレス、過労、こういうものによって、この带状疱疹というのは再度出てくる、いわゆる潜んでいるだけなんです。だからそれが出てくるということなんです。この带状疱疹ワクチンに対する公費助成は、市民の皆さん方が多く望んでます。これ今回、この質問通告してから、かなりの方々から、ぜひとも公費助成をお願いしたいという声がたくさん寄せられています。恐らくこの議場にいらっしゃる議員の皆さん方も、公費助成については異論がないと思っております。私自身、自分が体験して、もうあの苦しみは二度と味わいたくないという思いです。

そこで市長ね。公費助成についての考えを分類しますと、発症してから国民健康保険や後期高齢者医療保険で手当を受けるのも公費助成の一つの方法ですね。それともう一つは、そのように、発症しない予防措置として公費助成をするという、2 つがあります。私はやっぱりできるだけ早く、別府市も国東市と同じように、公費助成に踏み出すべきだという市民の気持ちに対応すべきだと思いますが、市長の考えを聞かせてくれませんか。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

議員言われるように、私の周りでも、コロナ以降特に、非常に带状疱疹に悩まれている、発症する方が増えているなというのが実感としてあります。これは本当に私も経験したことないんですが、非常につらいというのは皆さん方共通の言っておられることでありますので、ワクチンの公費助成、これはしっかり受け止めて、前向きにこれは検討をしていくべきだというふうに思っておりますので、今後庁内で話し合いを重ねてまいりたいというふうに思います。

○25 番（泉 武弘君） 公費助成については、ワクチン接種費用の半分を接種するとか全額とか何分の 1 という方法ありますけども、やはり先ほど私が触れましたように、年金生活者にとってみますと、やっぱりかなりの負担になるんです。市長、これはね、私はもうできるだけ早く結論を出して対応してほしい。そうすることは、市長がいみじくも言っていますように、市民に寄り添う、こういう政治だと私は思っています。

さらにもう一度だけ確認しますが、できるだけ早く対応していただけるというふうに理解していいんでしょうか。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

議員がおっしゃるように、できるだけ市民の皆さん方に寄り添って早めの対応をしていきたいというふうに思います。

○25 番（泉 武弘君） 今の市長の答弁は、高く評価したいと思います。というのは、これを待ち望んでいる高齢者というのはたくさんいらっしゃるというのが現状ですから、ぜひとも、できるだけ早くしてほしい。この声を再度お願いして、人工知能問題に移っていきま

す。今まで、昭和 54 年に議員になって、1 度だけ議会の質問を休んだことがあります。それは公設地方卸売市場の原告証人として呼ばれたとき 1 回だけ質問をしなかった事例がありますが、そのほかについては、全ての議会で質問をさせていただきました。しかしなが

ら、今回の人工知能問題、私が最も不得手とする分野です。私は昭和19年生まれですから、人工知能とかそういうことに全く思いを抱かせるような年代でもありませんでした。また、人工知能という言葉もありませんでした。私どもの時代は惻隱の情とか、琴線に触れるとか、向こう3軒両隣という時代に生きてきた人間として、人工知能という問題について質問することがいかに難しいのかということ、今回いみじくも思い知ることになりました。

まず最初に、人工知能とは一体何ぞやというのをいろいろ検索してみました。ところがこの諸説紛々、学者、専門家によって人工知能に対する解釈はそれぞれが違っていています。したがって、人工知能という解釈について、これだというものがないというものが今の学会、まず専門家の総意であろうと思います。

そこで、そういう方々の御意見、考え方を要約すると、人工知能とは、次のようになるのではないかという思いを持っています。人工知能とは、コンピューターに人間と同じような知能を持たせて、人間と同じような対応ができる機器であるというふうに理解できるんじゃないか。そして、生成AI、特に最近言ってますのは生成AIというのが、もう毎日のように新聞紙上を飾ってます。生成AIとは、その人工知能を使って画像や動画、文章、それから楽曲などを作り出す器具だ、このように私なりに理解してます。

さらに、ChatGPTがよく使われますが、これを人間のように会話ができる機器だというふうに私は理解をしていますので、もし間違いがあれば訂正をしていただきたい。そしてまた質問中に、私の解釈の間違いがあれば、遠慮なく訂正をしていただくようお願いしておきます。

そこで、最初に教育委員会から今日は質問に入らせていただきます。

人工知能を使うことによって、日本の経済に大きな変革を与えることは、これ誰もが分かることなんです。これは誰も否定できないと思う。と同時に、人工知能が及ぼすリスクについても同じように発生すると思ってます。特に、教育現場で人工知能を使うということについては、多くの専門家が慎重な上にも慎重であるべきだという意見が大多数を占めています。これ、読売新聞の「情報偏食 ゆがむ認知」という特集があります。この中でも取り上げられていますし、東京大学の教授の対論集の中でも、人工知能の問題点については詳しく掘り下げられて扱われています。

そこで教育委員会にお聞きします。課長ね、どうぞ文章見なくていいですから、あなたの考えで。私もそれだけの知識を持ってませんので、教育委員会として、今後人工知能にどのように向き合うんだろうかなというのが私の一つの疑問なんです。

第1点目にお聞きします。人工知能にどのようなことを期待し、どのような効果を教育委員会としては求めていこうとしているのか、考えを聞かせてください。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

まず、生成AIにつきましては、現時点ではやはり正確なものではないという認識を私は持っております。しかし、実際に使いたがるお子さんがいると思えます。そのお子さんたちに間違った知識は植えつけたくはないと考えております。ですので、やはりその前に情報モラルであるとか、情報リテラシー、情報セキュリティ、そういったものについてある程度の知識を子どもに与えた上で、今ChatGPTでよく私もやってみますが、その中でやはり間違いの部分がございます。その間違いの部分はどんなことかといいますと、例えば別府市の有名な観光地を紹介してほしいとしますと、別府大分ミュージアムという言葉が出てきました。でも、実際にはそういうところはございません。でも、子どもたちはそれを信用してしまうということがございます。また、別府城址公園という言葉も出てきました。大分城址公園という言葉であれば理解できますが、やはり別府城址公園という言葉は、やはりこちらには聞き慣れない言葉でございます。

そういったことを考えますと、子どもたちがこれをうまく活用する上で、やはり注意しなければならない点というのを、やはりこちら側が十分認識しなければならないのかなど、そういうふうには今思っております。

- 25番（泉 武弘君） 教育長ね、今の課長の答弁が、人工知能じゃない生の人間の答弁なんです。私はこういう質疑を実は望んでるんですよ。先ほど言いましたように、人工知能という分野は突如出てきた分野です。それに対して、お互いに共通認識を持ってないわけですから、意見が食い違ってもそれは仕方ないんです。ただ、教育委員会としてどういう問題点を把握しているかということ、私は一番聞きたいんです。

そこで、この人工知能の活用について文部科学省は指針を出しました。不適切な事例として、8件の事例が示されてます。適切な事例として、4件が示されてます。この事例をずっと、文部科学省の指針を読ませていただきました。その中で、一番大事なことは、教師の指導力、第1点、教師の指導力。それからもう一つは、教師の人工知能に対する理解度、こういうものが一番大きな要素になってくると思うんです。教育委員会として、このように人工知能に対して知悉してる、いわゆるよく理解してる職員がどのぐらいいるんだろうかという一つの疑問です。

2点目に、もし少なければ今後、そのような教員の養成をどのようにするんだろうかという疑問を持っていますが、教育委員会として現段階までにそのようなプロセス、具体案があれば答弁してください。

- 学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

まず、よく理解している職員となりますと、現段階では私のほうも把握しているわけではございません。ただし、今までICT研修ということで、県のほうから年3回、小中学校において研修をするようにという定めは来ております。その中の、3回のうちの1回は情報モラル研修をするように言われております。今後、今議員が言われるような、生成AIに関するものについては、教職員がその中で研修していき、実際に使ってみて、それが自分たちの、例えば中学校であれば、国語の中でどう使えるのか、英語の中でどう使えるのか、または使えないのか、そういったところを吟味しながらしていく必要があるかと思っております。

- 25番（泉 武弘君） 日本経済新聞で出てました記事で、大変びっくりしたのは、アメリカでは9月が新学期になりますね。ところが、ニューヨーク州では、人工知能を子どもたちに使わせるということを禁止するという発表があってました。それは、人工知能が便利だという反面、人工知能を使うということを禁止した。それはなぜか。宿題に対して、人工知能が回答してるのか、または生徒と人工知能が半分半分回答書を作ってるのか、また生徒だけが、回答書を作ってるのか、これを判断する検知能力はないんですね。

そこで一番大きな問題とは何か、生徒が自分で答案とか作文を作っても、教師がその子どもが本当に作ったんだろうか。半々で作ったんだろうか、人工知能が作ったんだろうかということの判別する手段がなければ、子どもの能力の評価ができないということなんです。これが今、一番大きな問題になってるんですね。

本当なのかなど、情報偏食、手に端末、先生知らんものという特集が出てます。教育長、読ませてもらいますね。

政府のGIGAスクール構想で、デジタル端末の1人1台配備が実現した学校現場では、子どもたちが授業中にもネットとつながる。滋賀県の小学校で教壇に立つ20歳代の女性教員は、端末から目を離さない児童がいるとチョークを持つ手が震えると、こういう書き出しです。この中で、先生なのに知らん。昨年度に受け持ちをした4年生のクラスで、男子児童の1人から繰り返し言われた。クラスの中でも控えめなほうだった児童が変わったのは、夏休み明けだった。授業中も端末を見続け、同級生にクイズを出すようになった。

最初は、路面電車が走る都道府県は幾つあるのでしょうかといった程度だったが、やがて小学校では習わない数学や理科の問題まで触れるようになった。そして、児童は世界史の問題などを女性教員にぶつけてきた。歴史上の出来事などを強い口調で解説するタレントユーチューバーそっくりの語り口で、大げさな手振りと眉を上下させる仕草までがそっくりだった。女性教員が教科書を開くよう注意すると、彼は一方的に正解を言い、ふんぞり返った。男子生徒は夏休み中、1人で家で過ごす時間が長く、その間に見続けたユーチューバーの動画に染まっていったようだ。女性教員は彼の出す問題を受け流していたが、しばらくするとほかの児童たちも、先生って何も知らんのねというようになった。提出物を出すように言っても、整列を指示しても反応しなくなった。ネットに強く影響を受けた子に、教師としてできることは何だろうかという疑問をとして抱いた。

これが今、日本の教育現場で起こってるAIとかユーチューバーだとか、こういうものの現実だと思うんです。ここでの一番の問題とは、何なのか。ごめんなさいね、教育長、教師でも何でも無い、その知識もない人間がこういう言い方をしたらおかしいね、教員というのは、教科書だけを教えるんじゃないんです。教員が持つ人間性とか考え方とか行動だとか思いやりとか、こういうものを教えるんです。ところが今言うように、人工知能にのめり込んでいった子どもは、人工知能が神の声になる、人工知能が全てになる。人工知能と自分の考えが一致すると、それが社会から認められたという感覚になる。これが一番怖い。

そこで、この教育現場ではある程度管理ができて、家庭がどうなのかという問題があるんですね。これは学校現場と家庭とが連携してやらないと、学校では規制したけども、家庭では親が使ってる人工知能を使うとか、こういうことになるんです。ここは今後、家庭とどのように連携をしていこうとしているのか、教育委員会に具体案があれば教えてください。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

現時点では、はっきりしたものは持っていません。ただし、現在コミュニティスクール等で、学校、地域、家庭が協議する場を持っています。そしてまたその中で話し合いができればとは思っています。

そして今、利用規約の件についても話がありましたように、やはり13歳以上というのがChatGPTでは言われております。ただし18歳未満につきましては保護者の同意が必要であると。となりますと、やはり保護者の理解が十分に必要になる部分が出てきます。特に小学校よりも中学校で、これを授業中に教えると、または授業中に入れていくとなりますと、やはり保護者の方にこういったことをしていきますがいいのでしょうかという了解を取っていかねばならないかなと思っております。そういった意味で、保護者との連携は、本当重要な部分だと思っております。

○25番（泉 武弘君） ここに、15日付の読売新聞の記事を実は持っています。アメリカでもこういう規制が始まったんだな、それはアメリカの上院に、人工知能を開発した関係者20名に意見を聞くために、集まってもらいました。そして、政府が人工知能を規制することについて賛成を取りましたら、全員が規制をすべきだということに、実は、開発した事業者そのものが賛成をしたんです。

この中で、記事を見ますとね、米上院の特別会議の出席者と人工知能の規制をめぐる主な発言ということで出てます。マーク・ザッカーバーグ氏、これMetaの最高責任者ですね、人工知能は新興技術である、やはり最終的には政府が責任を持つ。アメリカの企業によって基準が設定されることは大変よいことだと、こういうふうに出てます。

それからもう一つ、イーロン・マスクさんですね、テスラの最高責任者です。AIには審判がいることが重要だ。規制は、対象の安全や利益にかなう行動を企業に知らせること

を確実にするだろうというふうに、開発者自らが、人工知能については規制をしなきゃいけないと、こういう発言をしています。これを受けて、チャック・シューマーの院内総務はこのように言ってますね。規制法案整備は、人工知能が社会に定着してからでは遅過ぎる。技術革新と安全の両方を優先させたいということで、この記事が締めくくってます。これは何を意味するのか。一番怖いのは教育長ね、人工知能を一旦使い出すと、ディープラーニングという言葉がありますけど、自らが学習をして次の高みに、人工知能が自分を高めていく。そうなりますと、もう人間の手が及ばないんです。人工知能は人工知能を研究して高みに持っていき、その段階で誰も規制ができない、止めることができないという恐ろしさがあるんですね。

私、発達段階の子どもが、この人工知能に学校や家庭で触れるということについて保護者との話し合い、専門家による会議の設定、こういうものを早くすべきだというふうに考えてますが、教育委員会はどのような考えでしょうか。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

まず、先ほど話のありました教職員研修、その中で、やはり教職員がまず理解すること、そしてそれをどういうふうに子どもたちに伝えればいいのかということは、まず第1段階だと思っております。

その上で、保護者との話し合い、ただ保護者との話し合いにおいても、今ICT支援員、今小中学校に5名を派遣しております。その方たちが、ICTに関する詳しい情報は持っていますので、そういった方たちの助力も得ながら、保護者等への話し合いにも参加させてもらえたらなとは思っております。それがまずは参観日であるとか、懇談会であるとか、そういった場を設定しながらしていく必要があろうかなと思っております。

○25番（泉 武弘君） 人工知能を好むと好まざるとにかかわらず、経済活動、まして行政の省力化、事務の簡素化、それから効率化のために使う時代がもう必ず来ます。これはもう、それを使わなければ生産性が上がらない、省力化が進まないという時代に入ってるわけです。ただ、前のめりになって、危機管理のプログラムができない中で、いきなり入ってしまうと後戻りができないということなんですね。

そしてもう一つの、私が危惧してる一番大きな問題。それは、私自身も使ってるスマホとかパソコンとかですね。見てください、学生が歩く中で、ほとんどの人がスマホを持って歩くんですよ。なぜ歩きながらスマホを使うんだろうかと思うのは、高齢者であるがゆえかもしれません、電車に10人乗れば9人がスマホを扱ってます。なぜこういう事態になったんだろうと思うんですね。といいながら、家ではパソコン使ってスマホを使ってる、それは便利さゆえです。ただ、私らの年代になりますと、この問題は真偽が定かでないとか、この情報は活用してはならないなというものがある程度見極める力があると、自分では自負している。

ところがですよ。一番心配してるのは、人工知能は人間の知性や感性の根幹に触れるというのが、有識者の指摘なんです。それはなぜか、一番冒頭に触れました惻隱の情、人の痛みや悲しみに寄り添える心、深い心情を持つてる。それから琴線に触れる、人の痛みが自分のものとして、受け止める等のこの人情の機微に即した人間性、こういうものが人工知能では表せないんです。これは専門家も一番大きな問題だということを言ってます。

教育長、笑わないでくださいね。私らの時代は、好きな女の子がいますとね、言葉で言ってた、おまえのこと好きなんやと、おまえのここが好きなんだ。今ね、スマホを見て、送るんですよ。あんたのことが好きなんや、あんたの輝く目が好きなんだと送る。そしたらそれが相手に伝わる、そこにはね、言葉の持つ、言葉の裏にあるものが見えない、見えるのは文字だけなんです。さっき言った、人を思いやる、人の困ったことに同情し、それを支えようというような心情に深く入り込むというようなものが、その人工知能では発揮で

きないんです。これが発達段階の子どもの段階から、人工知能を使うとその部分が欠落してしまうんじゃないか。これが一番問題なんです。

これは教育長ね、私が予断を持ってるかもしれませんが、教師にしても、子どもから聞かれたときに、もう人工知能に聞いてみようということになるかもしれない。だから、教育力とか、教師の持つ人格だとか、教師の持つ人に対する思いやりとか、この部分が醸成されないと、安易に人工知能を使うというようなことになるんです。私は教育長、それ一番心配してる。人間の根幹に触れる。それを発達段階の子どもが使ってしまうと、もう文字だけ、統計だけ、現象だけの社会になってしまうんじゃないかということが大変危惧してます。教育委員会としては、この点どのように考えてますか。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

今、学習指導要領の中に、主体的・対話的で深い学びというものがございます。子どもたちが主体的にその問題に向かっていく、そして対話的な学び、これにつきましては、特に子ども同士が話し合ったりとか、その中で解決していく、そういった状況があります。そして、先生方、または地域の方々、よくゲストティーチャーで地域の方々を呼んで、その中で地域の様子であるとかそういったものをお伝えする、そういった言葉でのコミュニケーションがあります。

子どもたちは、そういった方々の言い分を聞いたときに、それを真実と思って、あのおじちゃんと言うから、これはこうなんだよというような言い方を必ず子どもはしてきます。ということは、やはり子どもたちは、与えられた情報を正しいと思い込む、そういうところはあります。ただし、それが近くの人であればあるほど、やはりそれが真実味を帯びてくるのではないかと考えております。

そういった意味で、今危惧されている機械との対話というのがございますが、そこに行くまでに、一つまたは二つのフィルターは要るのかなと考えております。それをした上での仕様であるとか、そういったものを考えていかなければ、やはり子どもたちはそういったところに惑わされるのではないかと危惧は持っております。

ですので、今後もやはり、主体的で対話的で深い学び、それを授業の中でどう生かしていくのかという、そして授業改善をしていく、そういったことをこちらのほうとしては考えております。

○25番（泉 武弘君） 教育の根幹ってというのは対話だと思うんですね。教育の根幹って対話なんです。必要なものを、知識を子どもたちに与えて人格を形成していく、社会活動、社会生活を営むに必要な知識を付与する、これが教育だと思うんです。いわゆる対話だと思う。教師と子ども、子どもと子ども、教師と教師、この対話の中から、その言葉の裏にあるものは何なのかということをおかぎ知る、そしてまた思う、これが私は教育の根幹だと実は思ってるんですよ。それがなくなってしまうとね、もう教育は効率性だというふうに主張する方もいます。それをやるのであれば、もう人工知能を使えば一番簡単なんです。その代わり、答えも全て人工知能が出します、問題も出しますということになります。

教育長ね、私が一つ危惧しているのは、三重議員がいつも教員不足の問題、今日も中村議員が教員不足の問題を取り上げました。これが現実です。このことを理由に、我々は教員が不足しているから人工知能に依存しても仕方ないんだという安易な考えに陥らないように、一つお願いしておきたいんですよ。それとこれは別問題なんです。だから教師が本当に指導力を発揮できるような、教師の勉強する、それで人工知能が持つリスク、またいい点です、これを徹底して勉強する、それで教育委員会と専門の方、民間の方、学者を交えて、どういうリスク管理をするのが一番いいのか、こういう専門部会を私は設置すべき時期に来ているというふうに理解しますが、市教育委員会は考えますか。

○学校教育課長（松丸真治君） お答えいたします。

今後、そういった専門部会等につきましては、十分教育部内の中で検討させていただきたいと思っております。

- 25番（泉 武弘君） これ今朝の読売新聞の特集、情報偏食の中の記事です。昨年末から人工知能で作りはじめたのは、幼女、幼い女ですね、性的画像だ。目的は趣味と言い切る。これまで国内の企業が運営するイラスト投稿サイト、pixivですね、約400枚を投稿した。同サイトの検索窓に幼女と差す俗語を入力すると、胸や局部があらわになった子どもの画像が無数に表示される。その中には、人工知能で作成された本物の児童ポルノと見まがうものも含まれている。運営会社は6月に規約を改定し、本物と間違われる可能性がある児童の性的画像も投稿禁止対象とした。しかし、その後も投稿は続き、イギリスBBCは6月下旬、pixivを名指しした上で、小児性愛者が、人工知能を利用して実物そっくりの児童性虐待の画像を作成しているというふうに指摘をしたところがあると。

今朝のNHKの放送でも、イギリスが、人工知能の利用に関して厳しく規制を始めた、こういうふうな放送がありました。今の児童ポルノまがいの画像については、私が今回質問するに当たっていろいろレクチャーを受けた方が、実は私のところに持ってきて、これが今出回ってる画像ですよと見せてくれたんです。このことに、子どもたちが触れたときに正常な感覚は維持できるだろうかという危惧の念があります。そしてそれを、一つのアカウントでそれをつくって、他に転送するともうとどめが効かないんですよ。それが怖いって僕は言ってる。

だから、今担当課長は、そのような部会についても検討したいというように答弁しましたが、これは、可及的速やかに専門部会をつくって、教育と家庭とが連動してこの規制を早くつくらないと、私はいけないと思っております。と同時に、まずリスク管理、何が起きたときにどういう対応ができるのか、問題が起きないように、どういうふうな措置が取れるのか、このようなことのリスク管理ができないうちに安易に前に踏み出すということは、あまりにも問題が大き過ぎます。

G7の首脳会議を見ましても、ほかの外国の首脳は規制に前向きだ。ただ、日本の総理大臣だけがAIについて積極的だったというのが、非常に私は、面白くという表現はおかしいですね、奇異に感じました。その例に従って、先ほど言いましたアメリカ上院では、既に政府が規制する案を20日以内につくるところまで進んでいます。どうか、前向きに前向きに考えてください。人工知能を使うのはいつでもできます。

まず教育長ね。リスク管理ができる、まず子どもたちに見せてはいけないもの、子どもたちに扱わせてはいけない、こういうもののリスク管理ができるようになってから、教育現場で人工知能というものを文部科学省の指針に出ました、不適切な事例8例、適切な事例4例に基づいて私は使うべきだと思いますが、教育長、この件についてはどのように考えてますか。

- 教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

どのように情報化社会が進んできましても、子どもたちにはやはり感動する心、それとか人の思いやり等、そういうものはしっかりと身につけていかなければならないと考えております。この生成AIにつきましても、議員さんからいろいろ御指摘いただいておりますし、また国の指針、ユネスコのほうもございまして。大人がつくったものだとすることで、非常に子どもたちには不適切な内容に触れると、そういうリスクがあるということで、ChatGPTの利用は、13歳未満を禁止と、18歳未満は保護者同意の下というふうに、あまりにも子どもたちにとりましては、かなり、非常に深刻な状況でございまして、ぜひ教育委員会内部、また情報推進課等々早急に連携を取りまして、リスクマネジメントの中で、推奨していきたいと考えております。

- 25番（泉 武弘君） お願いしたいと思っております。

これ、厚生労働省の調査結果ですが、実はびっくりした、文部科学、厚生労働省が2017年に行った調査なんです。もう本当びっくりしました、私自身ね。これ間違えないように、資料を読ませていただきますね。

厚生労働省研究班が2017年度に行った調査では、ゲームを含むネット依存が疑われる中高生は推計93万人となっています。前回、12年調査時の約52万人から大幅に増えた。東北大学の瀧靖之教授、頭脳学は、思春期の子どもたちの脳は、感情をコントロールする前頭葉が未発達である。SNSや動画は、そんな子どもたちの五感を刺激することが多く、見る時間等のルールを決めて守らせることは、健全な脳や心身の発達には重要だというふうに述べてます。それでアメリカの公衆衛生政策を指揮するビベック医務総監は、5月23日のSNSには、子どもや若者のメンタルヘル스에悪影響を及ぼす重大なリスクがあるとした報告書を発表しました。頻繁な利用は、感情や衝動をつかさどる部分の発達に影響を及ぼし得ると分析、社会的な評価などを気にするような可能性があるとしたというふうに発表しています。1日3時間以上する、利用する子どもは、鬱病などの問題を抱えるリスクが倍増するとも警告したと、このようになっています。

そこで教育長ね、教育分野、また専門家の、もしそういう検討チームをつくるのであれば、医療関係者等も入れてほしい。子どもたちが、一番怖いのは、私も使いますが、フェイスブックでいいねというのを押しますね、いいねって言いますと、さも自分の意見を肯定してくれたと思うんですね。そうじゃなくて、あれは見ましたよというサインかもしれない。子どもが人工知能を使って、自分と同じ意見が出たら、それが先ほど言いました、神の声、もうそれが全てなんです。ほかは間違ってるんですよと思ひ込みになるんです。そこらがもう、非常に僕は心配してるんですね。

いま一度、教育長にお願いします。できるだけ早く専門家による対策チームを設置して、リスク管理を先行させてください。リスク管理ができて、それをPTAを通じて、家庭にもこういう問題があるんですよ、だから、子どもたちの人工知能、SNSなどについての使用は慎重にしてくださいというふうに、双方が共通認識を持って、共通課題に向かっていけるように、早急にしてほしいという思いを持っていますけど、できるだけ早くという願いはどうでしょうか。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

情報化社会に生きる子どもたちが心配しないように、しっかりと専門家等々の意見を聞きながら、そういう方向で考えていきたいと考えております。

○25番（泉 武弘君） この私の質疑を聞いてる中で、それはあんたが古い年代だからというふうに思われてる方もいないとも限りません。しかし、誰かがこの前のめりになっている人工知能とか、生成AIとかChatGPTというものに対して、こういう問題点も含んでるんですよ、だからリスク管理を先行してくださいよという提言をしないと、いきなり前のめりになっていって、使い始めてから後戻りできないということになります。

関東大震災に対する映像を、ChatGPTとか人工知能を使って全部作り上げたことに対して、事実と違うということで指摘があって、それを取りやめた例があります。このことが値するかどうか分かりませんが、専門家の中には、これから世界を滅ぼす4つの問題ということでは、一つは、いわゆる免疫学、いわゆるDNAの改変によって免疫が壊れる。それから地球温暖化、さらには、今言ってます人工知能、こういう4つが、いわゆる世界を滅ぼす危険性があるというふうに指摘をしている向きもあります。それが当たってるか当たってないか分かりませんが、私はそれを判断する能力がないわけですから、それが当たってるかどうか分かりませんが、昔の童話の中に狼少年というのがありました。たとえば、私は知識が乏しい中で今日皆さん方に、この人工知能の持つ問題点等を披瀝したことは絶対忘れてほしくないと思っています。そして、私の性格として、一度だけの質問に

とどまりません。必ず近いうちに、人工知能に対するリスク管理の専門部会は設置したのですか、どういう周期で、そしてどういうリスク管理対策はできたのかということをお聞きしたいことをお伝えして、今日の質問は終わります。

○議長（加藤信康君） 休憩いたします。

午前 11 時 53 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（日名子敦子君） 再開いたします。

○7番（小野佳子君） 公明党の小野佳子です。

今、朝晩過ごしやすくなりましたが、日中はまだまだ暑い日が続いております。とても疲れが出る時期でもあり、コロナも5類に移行しましたが、感染がまだまだ広がっております。まずは健康第一です。しっかりと自己管理しながら、ここにいらっしゃいます市長をはじめ執行部の皆様とともに、元気に働いてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。6月議会では初の一般質問を終え、議員としての果たす役割、また使命を感じた3か月間でした。9月議会でもしっかりと、皆様からいただいた声を届けてまいりますので、よろしく願いいたします。

ではまず初めに、産後ドゥーラについてでございます。

皆様は産後ドゥーラの存在を御存じでしょうか。産前産後の母に寄り添い、支える産後ドゥーラの利用を後押しする働きが今、国や自治体に広まっております。ドゥーラとは、ギリシャ語でほかの女性に寄り添い、支援する経験豊かな女性を指します。産前産後の女性を丸ごとサポートしようと、2012年に一般財団法人ドゥーラ協会が民間資格として立ち上げたのが、産後ドゥーラです。産後ドゥーラは御自宅に訪問し、妊娠中から出産1年ぐらいたった母親と御家庭をサポートしております。他自治体では、産後ケアサポート事業で産後ドゥーラの利用ができるようになっております。別府市でも、今後の訪問型の子育て支援で産後ドゥーラを活用することは、今後の訪問型の子育てを進めていく上で非常に有効と考えます。

今後の訪問型支援での産後ドゥーラの活用についての見解を伺います。

○こども家庭課長（内田千乃君） お答えいたします。

別府市では、令和5年6月より訪問支援員が子育て世帯を訪れて家事育児支援を行う、子育て世帯訪問支援事業を開始しております。この事業は、支援を行うことが必要と認められる妊産婦や子どもがいる世帯を対象としており、今年度は事業の趣旨を理解した上で、受託意向を示していただいた訪問介護事業者や居宅介護事業者、乳児院栄光園に委託しており、ヘルパーなどの資格をお持ちの訪問支援員を派遣いたします。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行に向け、国が事業内容の改正を行っているところではありますが、国が定める訪問支援員の要件を満たしていれば、この事業の委託先として産後ドゥーラを活用することは可能と考えております。

○7番（小野佳子君） ありがとうございます。出産後のお母さんの体は、妊娠中、通常の7倍の大きさになった子宮が急に収縮しますので、産後3日間は後陣痛と呼ばれるお腹の痛みを得て、6から8週間かけて元の子宮に戻ります。外見では全く分かりませんが、剥がされた胎盤の排出で産後の子宮はいわば生爪が剥がされた状態だと言われております。専門家も産後の体は交通事故を起こした後の全治2か月の体の状態ともおっしゃっております。ゆっくりと休むことが一番の回復となりますが、回復しないまま、生まれたばかりの赤ちゃんのお世話、また兄弟がいればそのお世話、家事などで無理を重ねてしまうお母さんの心身の負担は非常に重なり、産後鬱を発症することにもなってしまいます。

私も経験がございますが、私の場合は、全く母乳が出ない状態下で十分に母乳をあげられないため、我が子はすぐにお腹がすいて目が覚めてしまいました。母乳が出ないストレ

ス、思うように家事ができない、睡眠時間が1日二、三時間の状態で本当に疲れ切っており、だっこをしたままソファで寝る日々が何日も続きました。

このような状況下において、産前産後の女性特有のニーズに応え、心身の安定と産後の身体の回復、赤ちゃんの育児を軌道に乗せて、新しい生活へのスムーズな導入を目的に、母親の気持ちに寄り添ったサポートを行うために、産後ドゥーラは誕生いたしました。2012年に一般財団法人ドゥーラ協会が民間資格として立ち上げ、2022年1月時点で、全国で約630人が資格を取得しております。大分県も1名の産後ドゥーラの資格をお持ちの方が、何と別府市にいらっしゃいます。同協会によれば、東京や神奈川、千葉、埼玉、九州では北九州、熊本の玉名郡、玉東町など34自治体が、産後ケアサポート事業を実施しております。

先ほど課長より、子育て世帯訪問支援事業で、産後ドゥーラを活用できるとの答弁をいただきました。本当にありがたく、子育てのお母さんをサポートする上でとても有効なことです。

先日、東京の中野区で7年前に産後ドゥーラになり、活躍をされている元区議会議員の講演をZoomで参加する機会をいただきました。その方のお話の中で衝撃だったのが、増え続ける児童虐待の原因をつくり出すものとして、孤立した子育てを上げており、ここ数年はコロナ禍で里帰りもできず、子育てのスキルが不十分なまま孤立した子育てで、お母さんは追い詰められているということ。こうした虐待に対する予防効果が一番高いのが、産後のケアと支援であります。産後ドゥーラは、その優しさといわりの気持ちを持って母親を守り支えます。母親に愛情を注ぐことで、子どももすくすくと育つとの考えの中、養成講座を受講し、試験、面接に合格した後に、一般社団法人ドゥーラ協会認定産後ドゥーラの認定を受けます。養成講座は、産前産後の女性特有のニーズに応え、サポートするための知識・技術を体系的に学習をいたします。講師は、産前産後のプロである助産師をメインに、看護系教授、管理栄養士や、産後ケアの制度をつくってきた専門家で構成され、約75時間に及ぶ実践的な講義が行われます。お母さんはもちろん、家の玄関を見れば、どういう状態で、何がこの家で問題で、今、お母さんが何を求めているのかが分かる。御主人のことだったり、家庭環境のことだったり、子育てのプロだからこそ分かる。ママからの要望がなくとも状況が判断でき、支援することができるのが産後ドゥーラの存在でございます。

御存じのように、今は子育て支援が充実しております。また、妊婦さんへの支援も、検診の充実、妊婦訪問、新生児訪問、出産祝い金、祝い品セットの育児支援等がたくさんありますが、最も心を痛める問題が、増加し続ける児童虐待の根本的な取組に着手することです。その意味で産後ドゥーラの存在は本当に大きいものです。今後、必ず必要になる事業であります。

そこで、利用者の費用負担も軽減されるのではないかと思います。この事業は、支援を行うことが必要と認められた妊産婦や子どもがいる家庭を対象としているとのことですが、対象とならない家庭への産後ドゥーラの御紹介は、市としてははしていただけるのでしょうか。

○こども家庭課長（内田千乃君） お答えいたします。

こども家庭センターでは、民間団体が行っている子育て支援サービスなどの御紹介も行っております。御家庭から御相談がございましたら、そのニーズに合わせたサービスを御紹介する一環として、産後ドゥーラの御紹介も可能と考えております。

○7番（小野佳子君） ありがとうございます。

東京都港区がホームページに、産前産後家事・育児支援サービスの中で、お母さんが選べるように掲載を分かりやすくしております。まずは一人でも多くの方に産後ドゥーラの

存在を知っていただき、別府市にいらっしゃる県下で唯一の産後ドゥーラの存在を最大に生かしていただきたいと思えます。

先ほど、産後の女性が心身ともに大変な状態を伝えさせていただきましたが、ここにいらっしゃる皆様を知っていただき、産後ケアの重要性を再確認していただくために述べさせていただきました。また、産後ドゥーラを一度皆様検索していただけるととてもありがたいです。異次元のサービスが今とても必要です。今後、担当課と協議の下進めてまいりたいと思えますので、何とぞよろしくお願ひいたします。担当課長の柔軟な対応に本当に感謝いたします。ありがとうございます。

では続きまして、子宮頸がんワクチンについてでございます。

昨年、先輩議員が一般質問で取り上げられた子宮頸がんワクチンについて、その後の経過も踏まえて質問させていただきます。昨年度から今まで行った子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種対象者への周知について伺います。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

子宮頸がんワクチンは、予防接種法による定期接種ですが、予防接種との因果関係を否定できない疼痛等が報告されたことから、平成25年6月より、積極的勧奨を差し控えていましたが、令和4年4月より積極的勧奨が再開されることとなりました。積極的勧奨を差し控えていた間に子宮頸がんワクチンの対象年齢を過ぎた方に、令和4年度からの3年間に限り、公費での接種の機会を提供するキャッチアップ接種が令和4年4月1日より開始されました。

令和4年7月にキャッチアップ接種の開始の内容を、また令和5年4月には、本年度より定期接種のワクチンに追加された9価ワクチンの内容も含めて、いずれも3回の接種が終了していない方に個別通知をいたしました。

○7番（小野佳子君） 個別通知を行った後の、1回目の接種状況について伺います。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

キャッチアップ接種対象者の1回目の接種の状況について、昨年7月の状況と今年4月の個別接種後の状況を3か月間で比較いたしますと、接種件数については昨年7月から9月までが142件に対し、本年、今年4月から6月までは175件で、昨年度より今年度のほうが件数が増加しております。送付した件数に対する接種者の割合についても、昨年度は2.89%、今年度は3.31%と、わずかではありますが増加しております。

○7番（小野佳子君） 現時点のキャッチアップ対象年齢の人口と、1回も接種をしていない人数について伺います。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

今年度のキャッチアップ接種の対象年齢は、平成9年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた女性で、6,149人で、そのうち7月末までに、1回も子宮頸がんワクチンを接種されていない方は4,907人です。ただし、その中には別府市で把握できない転入前や、任意接種で接種された方も含まれております。

○7番（小野佳子君） 受けてない方が4,907人、かなりの御人数だと思います。やはり接種率が伸びていないのが現状です。国は、接種による有効性が副作用のリスクを明らかに上回るとして積極的勧奨を再開しましたが、対象者にその安全性が正しく伝わっていない可能性があります。キャッチアップ接種は、令和6年度までの経過措置となっていて、来年度はラストチャンスですが、対象者への周知について、今後の計画を伺います。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

3回の接種が終了するまでには6か月間の期間が必要であることから、キャッチアップ接種対象者には来年度の9月までに、最後の個別通知を予定しております。希望する方が接種の機会を逃がさないように、今後も周知を図ってまいります。

○7番（小野佳子君） ありがとうございます。キャッチアップ接種対象者は、過剰な報道とそれによる政策の決定により、接種最適年齢に接種を進められなかった被害者でもあります。積極的勧奨の差控えの影響を最小限にして、将来の子宮頸がんの増加を食い止めるためには、この1年間の取組がとても重要です。1回も接種していない方は、3回接種には半年間がかかるため、来年の9月までに初回1回の接種を開始する必要があります。後悔を防ぐために、何度でも周知をする必要があります。

また、令和6年度末にはキャッチアップ接種が終了して、対象者が無料で接種できる機会を失います。2価、4価、9価では金額が異なりますが、令和5年度から追加されたよりカバー率の高い9価ワクチンでは、3回接種で8から10万円の接種費用がかかってまいります。接種費用も接種の可否を判断する重要な情報であり、キャッチアップ接種対象期間内に、本人と保護者に確実に伝えるべきと考えます。

厚生労働省が出している資料に、子宮頸がんは若い年齢層で発症する割合が非常に高いがんであり、日本では毎年約1万1,000人の女性が子宮頸がんになり、毎年約2,900人の女性が亡くなっております。患者は20代から増え始め、30代までにがんの治療で子宮を失ってしまう人も1年間に1,000人もいます。日本では、25歳から40歳の女性による死亡の第2位が子宮頸がんによるものです。本当に驚きのデータであります。

ここまで行くと、接種率が十分に上がらないまま、キャッチアップ接種が終了してしまいます。子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルスの感染が原因と考えられております。女性が一生に一度は感染すると言われるウイルスです。感染してもほとんどの人ではウイルスが自然に消えますが、一部でがんになってしまうこともあります。感染を防ぐことが、がんにならない一番の方法です。子宮頸がんは、ワクチン検診で予防できるがんなのです。接種は任意ではありますが、親子で考えてしっかりと話し合う機会を与えて検討していくためにも、諸外国同様に子宮頸がんの撲滅に向けて進むためには、来年度の取組がとても重要です。キャッチアップ接種期間内にしっかりと理解と接種が進むように、あらゆる啓発、また最終の郵送時期、そしてインパクトのある御案内をしていただきまして、市民に寄り添った分かりやすい内容での周知を実施していただきますを要望して、この項目を終わりたいと思います。

では、骨粗鬆症についてでございます。

加齢などにより、骨密度が減少し、骨粗鬆症になると骨折しやすくなる、要介護状態に陥るリスクが高くなります。予防や早期発見に有効な骨粗鬆症や、の検診率は全国的に低いと言われております。政府は5月末に発表した国民の健康づくりに関する新しい計画に、受診率向上の目標を新たに盛り込みました。

そこで、別府市での骨粗鬆症の取組についてお聞かせください。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

健康増進事業としての対象者は、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性となっておりますが、別府市では、40歳以上5歳刻みの年齢の女性で、上限年齢を設けずに実施しております。

骨粗鬆症検診は、保健センターや地区公民館で実施する集団検診及び市内に3か所あります検診センターで、がん検診などと一緒に受診できます。

○7番（小野佳子君） 国は、令和15年までに受診率を15%にすることを目指していますが、別府市の受診率はどうでしょうか。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

令和3年度の状況ですが、国の示す40歳から70歳の5歳刻みの年齢の受診者数は771人で、受診率は14.8%です。大分県の受診率は9.6%、全国は5.1%で、別府市は大分県や全国に比べて高い状況です。

○7番（小野佳子君） ありがとうございます。この数字結果は本当にすごいことだと思っております。全国、大分県の自治体の中でも受診率が非常に高いことは評価できることだと思います。高い受診率を出した担当課の御尽力のおかげだと思いますが、どのような取組をされていたのか教えていただきたいです。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

対象年齢の方に対し、様々な検診の申込み時に骨粗鬆症検診の受診意思を確認するなど、多くの皆さんに周知できるよう引き続き行ってまいります。

30代の方の検診につきましては、国、県や専門機関の動向を注視し、今後も調査研究を重ねていきたいと考えております。

○7番（小野佳子君） 目標に近い別府市の取組、すばらしいと思います。

今後さらに、受診率をどこまで上げるという目標はございますでしょうか。また、目標に達成するためにどのような取組を行いますか。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

すみません、繰り返しになりますが、今後も30代の検診の方につきましては、国や県や専門機関の動向を注視して調査研究してまいりたいと思います。また、検診時についての啓発についても今後も重ねてまいりたいと考えております。

○7番（小野佳子君） 30代からの検診を行っている自治体もたくさんございます。広く女性の健康推進のために、別府市での取組について伺います。

○健康推進課長（和田健二君） 先ほどとまた繰り返しになりますが、検診につきましては、骨粗鬆症の検診につきましては、各検診とか、そういったことで啓発をどんどん繰り返して行ってまいりたいというふうに考えております。

○7番（小野佳子君） すみません、ありがとうございます。別府市は本当にすばらしいお取組をしていただいて、骨粗鬆症の推進が進んでおります。骨粗鬆症は簡単に言うと、骨のカルシウムが減り、骨がすかすかになってもろくなる病気であることが知られるようになります。ところが、ほとんどの人は自分とは無関係な病気と思っているのが現状であります。特に若い女性ほど無関心で、骨に必要なカルシウム摂取に適した小魚、野菜等が嫌いな人が増え、一番カルシウムの吸収がよい牛乳も全く飲まない人が増えているそうです。骨は硬いもので新陳代謝が起こらないと思いがちですが、実は体の中で古い骨は壊され、新しい骨が作られているようです。1年間で20から30%も骨は入れ替わっていますが、壊される骨の量が作られる骨の量よりも多くなった状態が続くと、骨粗鬆症に進んでしまいます。適切な運動や日光浴の習慣化などを続けていくことによって、骨量の回復を図ることができる、骨折を防止でき、将来、要介護状態になるリスクを減らせます。

先ほど言っていました30代、40代の働く女性の集まりで、実際いろんな御意見を伺う機会がございました。その中で休職中で、たまたま対象年齢で市の検診を受診して、骨粗鬆症検診を受けたそうです。職場の健康診断では全く受けたことがなく、全く意識がなかったのことで、年齢よりも低い骨密度で、今はサプリメントを服用しているとのことでした。ほかにも、30代の方も骨密度が低かったことにショックを受けたそうです。全く自覚症状がないことも発見を遅らせる原因だとも感じております。もともと身近に、個人病院でも受診が可能になればいいのにも言われておりました。私も以前、30代でイベント会場で骨密度を測ったことがあります。骨の強度は千差万別です。女性の生涯にわたる健康を支援する観点から、骨粗鬆症検診の対策強化、あと早期発見と予防のために、先ほども何度も言わせていただきました30代の検診を行っていただきたいと思っております。

今後、市報でも発信し、骨粗鬆症のことを広く知ってもらうことも大切だと感じております。女性に、この病気は男性よりも3倍の発症率がありますので、今後とも市の幅広い

また周知をよろしくお願いいたします。これでこの項目は終わらせていただきます。

では、次に公園事業についてでございます。

別府市内には様々な公園があり、日々子どもから高齢者まで利用しております。公園内には、子どもが遊ぶ遊具や樹木、芝生などもあり、市内たくさんある公園の維持管理は大変だと思います。遊具がさびていたり、雑草の処理ができておらず、利用しづらい状況もあり、子育て支援が進む中、公園管理に危機感を感じておりますが、その現状について伺います。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

維持管理について、樹木の剪定や雑草の除去について説明いたします。市内 176 か所の都市公園等のうち、大きな芝生広場を有する公園等を中心に 18 公園については、年間管理業務として造園業者に発注し、計画的な作業を実施しております。特に雑草の草刈りや芝刈りについては、年 3 回から 4 回の頻度で実施していますが、利用に支障が生じた場合には、その都度追加で早急に対応しているところでございます。

また、それ以外の小さい公園についても、随時職員が状況を確認しながら必要な作業を実施しておりますが、公園利用者や地元の方からの要望や御指摘により、大きくなり過ぎた樹木の剪定や、雑草の除去を行うことも多々あることが現状であります。

次に、遊具の点検につきましては、長期の休みの前に、年 2 回、職員による公園施設一斉点検を行っております。また、複合遊具や主要な公園については職員の点検のほかに、専門業者による点検を実施しています。点検等により確認された不具合等については、遊具であれば安全を考慮してすぐに使用禁止にして、速やかに補修等の対応を随時行っているところでございます。

○7 番（小野佳子君） 6 月の補正予算で北石垣公園の遊具更新に予算が計上されておりましたが、今後どのような遊具の導入をお考えですか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

今年度、北石垣公園について、古くなった遊具の改修を長寿命化対策事業にて行う予定でございます。改修内容については、市民アンケートの調査結果を反映した遊具にしたいと考えています。

また、この事業に合わせて、来園者の利便性の向上のため、今後、公園の一部に駐車場の整備も計画しております。

○7 番（小野佳子君） 公園のアンケート調査について、内容と対象年齢や対象数について、説明をお願いいたします。

また、そのアンケート結果がどのように北石垣公園整備に反映され、どのようなスケジュールで整備が進むかお伺いいたします。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

今年度実施したアンケート調査は、幼稚園児や保育園児の保護者や小中高生と、その保護者、大学生、一般に至るまで幅広い層の方を対象に実施いたしました。有効回答数は約 7,600 人からの公園に対するニーズについては、今後の公園整備や維持管理を行う上での参考にさせていただきたいと考えています。

また、北石垣公園の遊具改修に向けては、主に幼児、児童等から遊具に関する具体的なニーズを聞き取っておりますので、その内容を整備における仕様や水準として取り扱いたいと考えております。

なお、スケジュールについては来年 3 月の完成を目指しています。

○7 番（小野佳子君） では次に、インクルーシブ遊具について伺います。

今は誰でも排除することなく、全ての人が使えらる公園をインクルーシブ公園と呼んでおります。インクルーシブとは、全てを包むという意味であり、どんな子どもたちも、多様

な仲間と出会い、成長し合える環境を平等に用意するためにはインクルーシブな公園が必要となります。障がい者や高齢者の方々も安全・安心に伸び伸びと利用でき、細やかな配慮と工夫をされているのが、インクルーシブ遊具といいますが、市内・県内での設備実績はありますでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

別府市では、現在までにインクルーシブ遊具そのものの導入実績はなく、複合遊具の一部にできるだけ多くの方が利用できるようなユニバーサルデザインを取り入れた遊具が鉄輪地獄地帯公園にあるのみです。

また、県内でのインクルーシブ遊具の整備実績については、1市、豊後大野市のみとなっており、複数の市では、別府市と同様に、複合遊具の一部にユニバーサルデザインを取り入れているというのが現状でございます。

○7番（小野佳子君） ありがとうございます。

先ほど説明のありました北石垣公園の整備の中で、インクルーシブ遊具の導入は検討できますでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

インクルーシブ遊具の必要性は感じており、別府市ではいまだ導入の実績がないため、その概念を尊重して設計したいというふうに考えております。

○7番（小野佳子君） 私が20年前に、豊後大野市に住む友人宅に伺った際に、リバーパーク犬飼に連れてってくれました。娘が小さいときでしたが、そのときに使用した遊具がすっぽりと体を包み、安全なブランコで、保護者の支えなくても安心して利用ができ、とても感動したのを覚えております。今思い起こすと、その遊具がインクルーシブ遊具だったのです。北石垣公園の遊具更新は絶好のチャンスです。鉄輪地獄地帯公園は、アクティブな高学年向けの公園です。先ほどのアンケート内容によりますと、幼児、児童から具体的なニーズを聞き取っているとの回答がございました。インクルーシブ遊具は誰でも利用できる遊具です。おばあちゃんがお孫さんと一緒に利用できる遊具なのです。導入を積極的に進めていただき、県下はもちろん、県外からも立ち寄っていただける、観光別府市にふさわしい公園を目指していただきたいです。

次に、別府公園内の再整備について伺います。

別府公園にも幾つか遊具がありますが、今後、インクルーシブ遊具の導入について検討をお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

今後、北石垣公園改修した後に、利用状況等を検証し、その結果により判断したいと考えております。

○7番（小野佳子君） 北石垣公園の改修後の利用状況を検証してと言っていただきました。前向きな御答弁ありがとうございます。

そして、別府公園に毎日犬の散歩をされている方からの御要望をいただきました。別府公園は県内でも緑が豊かで広大な公園は珍しく、県外・県内はもちろん、海外からの観光客も日々訪れる観光名所になっているとのことでした。しかし、一旦公園内に入ると、公園内から8か所の出入り口への案内が全くありません。迷う方がたくさんいて、いつも尋ねられるそうです。別府駅は東門、市役所は北門、ビーコンプラザアリーナへの案内等が必要だと思いますが、今後案内表示の整備予定はございますでしょうか。

○公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

今後、別府公園周辺地区都市再生整備計画事業の図書館の開設時期と合わせて、外国語表記もした案内表示の設置を考えております。それまでは、必要に応じて簡易的な看板にて対応したいと考えております。

- 7番（小野佳子君） 図書館の開設は2年後とのことです。図書館が完成した際には、より分かりやすい案内で設置していただけるように、簡易的との答弁もありましたが、2年後の完成を見込んだ、より利用者が分かりやすく、親しみやすい形での案内板の設置を早急をお願いいたします。

また、別府公園内は花壇をはじめ、桜や梅のエリアが公園の北側に多く設置されております。有名な桜の木がどれなのかも、よく海外の方から聞かれるそうです。併せて、竹林の御案内も必要だと思いますので、併せてお願いいたします。

別府公園内を散歩する方が休憩にベンチを利用しておりますが、現状を調べたところ、北側に偏って多く配置されているようですが、その理由と今後のベンチ設置予定はありますでしょうか。

- 公園緑地課長（橋本和久君） お答えいたします。

別府公園は、花壇をはじめとする桜や梅のエリアが公園の北側に多く配置されており、その鑑賞のために北側にベンチが多く設置されております。公園を周遊する利用者のために、配置の少ないエリアへのベンチの設置についても、今後の整備を行うときには十分考えていきたいと考えております。

- 7番（小野佳子君） ありがとうございます。散歩される方は高齢者の方も多いですので、その方々に合わせたベンチ設置の御検討をよろしくお願いいたします。

再度申し上げますが、インクルーシブ遊具を導入することで、より子育て世代の支援にも大きくつながります。広く誰もが使用できることにより、世代を限定せずに一緒に遊具を利用できることは本当に素晴らしいことです。先日、公園のブランコを久しぶりに私も利用しました。子どものときのことを思い出し、わくわくしました。やはり公園はそういう場所でなければなりません。ここにいらっしゃる皆さんも、いま一度公園へ出向き、遊具に触れてみていただけないでしょうか。北石垣公園の遊具見直し、見直しは本当にグッドタイミングです。インクルーシブ公園は本当に素晴らしい公園です。担当課において迅速に調査していただき、後悔しないためにも、よりよい公園設備に向けて、何とぞ御尽力よろしくお願いいたします。

では、続きまして、動物の死骸処理についてでございます。

別府市の動物死骸処理方法について伺います。今、現在別府市では、飼い主のいない猫による問題を解決するために、地域猫活動として、飼育する考えの下、地域の中でグループをつくり、餌をやり、ふん尿の処理を適切に行うグループに、繁殖抑制の目的で不妊去勢手術の助成制度を設けて尽力していただいております。市内の交通事故による動物死骸処理数も減ってきていると伺っておりますが、別府市における動物の死骸処理件数は過去5年でどのように推移しているのか、また、猫の交通事故等における死骸処理数を伺います。

- 生活環境課参事（原田勲明君） お答えいたします。

清掃事務所における動物の死骸処理件数であります。平成30年度は1,016体、令和元年度974体、令和2年度933体、令和3年度822体、令和4年度が782体というふうになっております。

また、猫の交通事故等による死骸処理件数につきましては、平成30年度が832体、令和元年度824体、令和2年度726体、令和3年度658体、令和4年度が637体となっております。処理件数としてはいずれも減少傾向でございます。

- 7番（小野佳子君） 動物の死骸処理を依頼された場合、別府市はどのように対応しておりますでしょうか。

- 生活環境課参事（原田勲明君） お答えいたします。

まず、所有地内で亡くなった動物の処理を依頼された場合であります。箱または袋に入れて出していただくようお願いをしております。職員が指定された排出場所まで回収に

伺っております。ペットの場合は税込 880 円の手数料を頂きますが、ペットでない場合は手数料はかかりません。

次に、交通事故等により道路上で亡くなっている動物の回収依頼につきましては、回収場所に近い場所に置いて、軽ダンプ車でごみ収集を行っている職員に連絡を取り、迅速に回収できるよう努めているところでございます。

○7番（小野佳子君）では、飼い猫がいなくなったり、地域猫の安否が不明な際に、担当部署に確認をするケースがあると思われそうですが、その際の確認は可能でしょうか。また、回収した動物、ここでは猫なんですけど、猫の特徴やオス、メス等の記録は行っていますでしょうか。

○生活環境課参事（原田勲明君）お答えいたします。

回収した猫の情報につきましては回収依頼者、回収依頼日及び回収依頼時刻、回収日、回収場所を記録しておりますが、交通事故等で回収される動物の死骸の多くは、損傷が激しいため、特徴や雌雄の別などを確認し、記録することは非常に困難な作業になりますので、事情を御理解いただきたいと思っております。

なお、首輪やリボンを着用したペットと思われる動物を回収した場合は、可能な限り着用していたものを保管しております。

○7番（小野佳子君）ありがとうございます。令和4年度で637体の回収は、1日平均1.7匹の回収処理件数、5年前で1日平均2.2匹の回収処理件数、5年間で195体の猫の死骸回収が減っていることとなります。本当にすごい結果だと思いますし、このまま行くと5年後にはさらに減ることは明らかであります。

先日、大分合同新聞に、大分市の広がるボランティアの地域猫活動の記事が掲載されており、その中で、飼い主のいない猫の保護活動や、不妊去勢手術、片耳をV字型にカットした不妊去勢手術済みの印が桜の花びらのように見えることから、桜猫と呼ばれる、言われて、県が主体の活動をされております。これは大分県だけのことでした。

また、別府市は2015年4月から独自で手術費用の全額を助成しております。別府市においては、不妊去勢手術の助成を行っていることが、死骸回収処理件数の減少に大きくつながっていると考えます。地域猫活動されている方々は、餌やりの片づけやふん尿の処理を地道に行いながら、地域住民への理解を求めめるために、トラブル解消に努めているとも伺っており、本当に頭が下がる思いです。また、担当部署の御苦勞もよく理解しております。

しかし、動物も一つの命であります。活動されている方からは、繁殖を抑制することで交通事故での死亡を少しでも減らしていき、不幸な猫が増えないようにしていきたいとおっしゃってございました。先日、地域猫がいなくなって問合せをしたら全く情報がなく、本当に悲しい思いがしましたとのことでした。今現在、死骸回収日時、場所、依頼者の記録を取っているとのことですが、そこに一つだけでも分かる範囲での特徴の記録、回収依頼者からの情報提供もあると聞いておりますので、一つでも記録に残していただき、問合せの対応に生かしていただければと思っております。御相談していただいた方が、全国ではどこもしていないこと、交通事故はどうしてもごみの処理になるとのことでした。この記録を取る作業が、活動されている方々が、本当に報われ、寄り添うことにつながると思っています。今回は猫の死骸回収が大半と伺い、猫中心の話となりましたが、別府市による地域猫活動への支援を今後とも継続することで、これからも交通事故で亡くなっていく、不幸な動物が減っていくことは間違いありません。どうか検討していただき、前向きな対応に至ることを願って、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

では、最後の質問となります。

昨日、森議員が、別府市の医療体制についての質問をされておりましたが、内容が重複する部分がございますので、私の質問内容を確認させていただき、この項目の答弁は省略

させていただきます。よろしく申し上げます。

毎月の市報に、日曜祝日の在宅当番医の掲載は、市民は大変助かっております。それに加えて、夜間こども病院の対応も、本当に感謝申し上げます。市報を拝見しても気づきませんが、当番医の数が激減していて、休日当番医の輪番制度の維持が困難になっていると聞いており、心配しております。救急病院の対応もございますが、地元のかかりつけの近い病院の対応は不可欠です。当番医が減る現状は待ったなしの状態です。昨日の答弁にも、休日当番医を運営する別府医師会の医師高齢化、看護師不足、働き方改革で自医院での運営が困難になり、参加ができない医療機関が増え、輪番制を維持することが困難になっていることから、別府医師会と休日診療の輪番制に代わり、休日診療を行う場所として、センター化について協議を始めたところと伺いました。本当に安堵しております。知り合いの医師からも、10年後の対応は、本当に先がないとの話を何度も伺いました。

私も娘が小さいときに、特に、夜間こども病院は頻繁に利用させていただきました。特に子どもは夜になると発熱し、週末の休日に熱を出すことが多く、働く保護者にとってはとても助かります。少子化対策が進む中、また、高齢化社会に向けて、休日夜間診療は、これからの喫緊の問題ですので、センター化に向けて動き出したことに対して、本当に安心いたしました。双方が前向きな話し合いの上、まずは利用する市民の立場に立った検討・協議をして、より利用しやすい休日診療を目指していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○15番（森山義治君） 通告どおり質問いたします。よろしく申し上げます。

まず、公共交通、バス・タクシーについて、路線バス廃止後の代替運行についてであります。令和5年第2回定例市議会において一般質問した際に、回答の中で、別府市内の乗合バス事業者2社の減便数や廃止路線が、令和4年度と令和5年度を比較して、全体で57便にも及ぶことは理解できましたし、そのうち1便が廃止、さらに今年9月1日より鉄輪発15番系統のラクテンチ経由別府駅東口行きの1便が廃止となりました。その要因と考えられますのが、やはり人口減少に伴う輸送人員の減少や、特に運転手不足、また、過疎化の進行や、コロナ禍による移動の自粛などが要因のようであります。

そこで、九州運輸局自動車交通部の九州区域別資料によりますと、大分県内の乗合バス事業者と、タクシー自動車の輸送実績を調べてみました。乗合バス事業においては、2021年度の輸送人員がおよそ1,294万7,000人で、2019年度の1,867万5,000人と比較いたしますと、マイナス572万8,000人となっております。また、大分県のタクシー事業におきましては、2020年度輸送人員が653万2,313人で、2019年度の輸送人員が988万1,723人となっております。乗合バス事業やタクシー事業においても、輸送人員は依然として新型コロナウイルス感染拡大前の実績には戻っていない状況であります。

そこでお尋ねしますが、現在大所、小坂地区、また、東山地区のデマンドタクシーの、令和3年度以降の利用者数についてお尋ねいたします。

○政策企画課参事（佐藤浩司君） お答えいたします。

東山地区及び大所、小坂地区のデマンドタクシーにおける令和3年度、4年度の延べ利用者数の推移ですが、東山地区では、令和3年度が564人、4年度は488人で、1便当たりの利用者数は、令和3年度、4年度、それぞれ1.39人となります。大所、小坂地区では、令和3年度が60人、4年度は46人となっております。1便当たりの利用者数は、令和3年度が1.03人、4年度は1人となっております。

○15番（森山義治君） ちょうどコロナ禍でしたので、外出する方が少なかったのとは考えておりますけれども、特に東山地区では、1台当たりの平均が1.39人、切り上げて2人ということですが、9人乗りのジャンボタクシー仕様においては、平均すると、定員数に6人の余裕があることが理解できました。

そこで、今年の9月1日より、乗合バスが廃止となりました山の手周辺の一部住民より、病院などに行くときに大変困るとい声をお聞きしております。そこで、この周辺地域の方に限り、乗合バスが廃止となったコースの一部変更とはなりますが、東山地区初のデマンドタクシーを、往路の場合、明星学園から右のほうに行って山の手すし屋水天、あそこより山の手方面に右折しましてラクテンチ経由で流川8丁目から左折しまして、別府駅西口を経由して終点をビーコンプラザとする運行経路に一部変更ができますと、山の手周辺住民の移動手段が確保されるものと考えます。

また、復路におきましても、往路と逆に運行して、東山地区を終点といたしますと、現在運行しておりますデマンドタクシーの一部延長となりますが、所要時分も10分ほどしか変わらないのではないかと考えます。

そこで、今回廃止となった山の手周辺住民の移動手段を今後どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○政策企画課参事（佐藤浩司君） お答えいたします。

地域公共交通に係る施策を講じていくに当たり、住民の移動の実態を把握し、住民が移動する場合において、何に困っているのか、何を望んでいるのかを具体的に把握する必要があり、これを踏まえた公共交通サービスの在り方を検討すべきであると考えます。

このことから、8月末より公共交通計画に基づいた住民アンケートによるニーズ調査を実施することになりました。この調査の地域は、赤松、両郡橋、山家、上原町、山の手町、原町、中島町、光町1区から3区、朝見1丁目1区、朝見2丁目、朝見3丁目、乙原、関の江新町、スパランド豊海の16地域の在住の70歳以上の方全員が対象で、総数3,127人に調査を実施するものです。

山の手周辺住民の移動につきましても、この調査の結果を参考に、住民の意向を把握した上で、交通事業者と調整協議しながら、地域にとって最適で、かつ持続可能な移動手段の確保について取り組んでいきたいと考えております。

（議長交代、議長加藤信康君、議長席に着く）

○15番（森山義治君） 乗合バスが廃止となった地域住民にアンケート調査や意見を集約することは、とても重要であると考えております。政策企画課におきましても、しっかり取り組んでいるということが理解できましたので安心いたしました。

御存じのように、別府駅西口は以前からバスやタクシー、また自家用車などで混雑いたしますので、今回の質問は、別府駅西口を通過地点にするという観点で質問をさせていただきました。政策企画課の今後の施策に大変期待をしております。

調べてみますと、宮城県南三陸町では、今年の7月1日からAIを活用したデマンドバスが運行開始されているようであります。現在のところまだ2か月ぐらいですけども、乗車人数が2倍になっていることも報道されておりますので、ぜひ参考にさせていただけたらと思います。

次に、バス、タクシーの運転手不足についてであります。この運転手不足は特に、各事業者の労働環境や賃金体系の問題、さらにはコロナ禍において、運転手の離職が重なる中で、全国的にも大きな社会問題となっております。9月18日の報道によりますと、日本バス協会は、2030年度時点のバス運転手は全国で約3万6,000人不足する試算結果を出しております。国土交通省も外国人在留資格の特定技能の対象にバス運転手を含むことを調整しているようであります。

そこで、第2回定例市議会補正予算において、移住定住促進に要する経費の中で、乗務員不足に対する移住支援金制度、また大型や普通自動車の2種免許取得に要する助成金が事業化されております。この事業はまだ1か月ほどで、広報にも時間がかかることは理解しております。各事業者の運転手不足の現状を考えますと、この事業は大変よい事

業であると考えておりますし、他県からも注目されているようであります。

そこで、各バスやタクシー事業者、また政策企画課などへの問合せなどについて、現在どのような状況なのかお尋ねいたします。

○政策企画課参事（佐藤浩司君） お答えいたします。

運転手不足解消プログラムとして、県外在住の就職氷河期世代の方を対象とした最大400万円の支援金を支給する移住支援金制度及び就職における免許取得時の費用を助成する免許取得助成金制度を本年7月より行っております。広報活動により、福岡県在住の方を中心に、8月末現在において46名からの問合せがある状況ではありますが、現在のところ、移住支援金及び免許取得助成金の支給実績はありません。

問合せの内容については、支援金における条件等の問合せが多いものの、最近では報道等を見て、別府市でドライバー不足が問題化していることを知り、別府市で働きたいが、その就職先を教えてほしいなど、支援金以外の問合せも増えてきていることから、少し流れが変わってきているように感じております。

また、東京の交通会館において、毎月、バス運転手の転職相談会を開催しておりますが、相談の実績は現在のところありません。しかし、この問題については短期間で解決する問題でもありませんので、今後も引き続き継続的に開催していくことを計画しております。

このように、周知の方法等にも改善点はあるかもしれませんが、運転手不足の問題解消については社会的な問題であり、非常に難しい課題であるということを感じている状況です。今後の取組としては、東京及び大阪で開催される民間企業主催のバス運転手専用の就職イベントに、市内のバス事業者様と一緒に出展いたします。このイベントでは、全国のバス事業者が出展することで、全国から約300名以上の求職者が集うイベントになることから、ここでの一定の成果が上げられることを期待しているところです。

○15番（森山義治君） 特に、大きなイベントということに、素晴らしいことだと思うんですが、特に、別府日本一の温泉をしっかりと行って、あるいは寮があるよとか、そういうことをしっかりと一緒に言って、ぜひ運転手の確保にやっていただければと思います。

また、8月末現在で46人の問合せがあったということでも、この事業に対しては大変、別府市に就職したいというようなお話でございましたので、大変素晴らしい事業であると感じております。46人になっても、支給実績が今のところないということで理解をいたしました。しかし、就職氷河期世帯が対象であるということを考えますと、子どもの転校時期に合わせた令和6年3月から4月頃の移住や、交通運輸産業に対する勤務間インターバル制度や、時間外労働を抑制した2024年問題を踏まえますと、トラック運転手からバスやタクシー運転手への転職も考えられますので、この事業の継続に期待したいと思っております。

次に、ナイトバスの運行についてであります。本来なら民業圧迫とならないよう、また、バス利用者の受益者負担という原則や、車椅子利用の方が乗降しやすい乗合バス事業者に運行していただくことが一番望ましいこととは誰も考えておりますけど、乗合バス事業者における運転手不足の現状や、深夜のタクシー稼働状況を考えますと、今回のナイトバスはやむを得ない事業であると、このように理解をしております。

私も8月25日の土曜日、北浜の高速バス乗り場で執り行われました出発式に参加をさせていただきましたし、その後、9月1日と2日、また9月8日と、毎週末にこれまで4日間、各ナイトバスの始発時間に合わせて乗車状況や、特に駅前通りのタクシーの待機状況など、調査をさせていただきました。

それぞれナイトバスの各出発時間の10分ぐらい前に、待機をしている空車のタクシー状況ですが、駅前通りの銀座街入り口付近から北浜トキハ前までには、5台から10台ほどのタクシーが待機をしておりました。また、待ち時間はありますが、次々と実車になる

ような状況でありました。特に、年末の忘年会シーズンなどになりましたら、毎週末の深夜を過ぎた飲食街の市民や観光客にとりましては、このナイトバスの利便性がこの時期に最も発揮されるものと考えております。

また、各運行ルートの出発時間より10分以上早めに来たお客さんが、運行ルートや出発時間の案内板がないために、戸惑っている方もいるようでありました。私も扇山ルート of 最終便に2回とタクシー2回乗車させていただきましたが、私の乗車した24時47分のナイトバスには、飲食店帰りのお勤め帰りの方はいないようでありましたし、皆さん、飲食店帰りのようでありました。

この事業も始まったばかりではありますが、8月25日以降の乗車人数の状況や、酔い潰れたお客様など、何か事業者側からの課題、また酔い客とのトラブルなどがあった場合の備え、どういうふうな備えをしているか、そのことについてお尋ねします。

○政策企画課参事（佐藤浩司君） お答えいたします。

ナイトバスは8月25日金曜日より運行を開始いたしました。その利用者数は、8月25日が37名、翌26日も37名でした。翌週の9月1日金曜日は44名、2日が50名、直近で言いますと、9月15日金曜日が36名、16日土曜日は53人と、徐々にではありますが増えてきている状況です。

ルート別に見ますと、鉄輪方面が全体の利用者の約50%と最も高く、次いで亀川方面の28%、扇山方面の22%となっております。また、今回のナイトバスにはドライブレコーダーやAEDを搭載し、問題が発生した際の通報の方法やその他のトラブルの対応について、所轄警察署などと協議を重ね、想定されることについては整理していることなどもあり、現在のところ、大きなトラブルの発生や解決すべき課題点もない状況であります。

○15番（森山義治君） 今のところ問題がないということで、ドライブレコーダーやAEDが搭載されていることで安心をいたしました。

次に、交通不便地域についてであります。内成棚田線の乗合バスは、令和4年8月31日に廃止を、そのルートに沿って現在乗合タクシーが令和4年9月1日から内成のかいげ湯都ピア浜脇経由別府駅東口を終点に運行しております。また、現在10番系統の乗合バスは、湯都ピア浜脇から永石通りを経由し、別府駅西口まで、平日のみわずか1往復運行しております。しかし、この路線も調べてみますと乗降客が少なく、近い将来、廃止が考えられる路線の一つである可能性もあるようであります。

そこで、市民も御存じのように、市役所の上に、令和7年度末までに新図書館が開館予定となっておりますので、現在、交通不便地域である湯都ピア浜脇発終点別府駅西口となっている乗合バスを、新築予定の新図書館まで延長するなど、時代に合わせた地域公共交通計画の見直しも考えられます。いかがでしょうか、御見解をお尋ねいたします。

○政策企画課参事（佐藤浩司君） お答えいたします。

公共交通計画は、本市が目指すまちづくり方針と連動した拠点と、公共交通ネットワークの形成を見据え、公共交通サービスの利便性や、効率性の向上を検討し、本市にとって望ましい、持続可能な公共交通ネットワークの全体像を提示するマスタープランであります。

このことから、これからのアクションプランについては、公共交通計画に基づく事業者と行政、そして地域が連携強化を図り、それぞれの協力体制の構築に向けて、継続的に取り組んでいく必要があると考えております。

○15番（森山義治君） 回答については理解いたしますけど、別府市内の公共交通機関を考えますと、やはり基本は乗合バス事業でありますし、廃止になってからでは遅いのではないかとこの観点からと、内成棚田線の乗合タクシーと乗合バス10番系統を湯都ピア浜脇で結節させるという観点から質問をさせていただきましたが、そのことについては、先ほ

どの答弁でアンケートを実施するという事で理解をいたしました。

次に、今後の乗合バスの維持についてであります。乗合バス事業は赤字により廃止が予測できる運行系統には、各バス事業者はその赤字系統部分に限って決算書を出していただき、例えば赤字分の全額とか、あるいは2分の1などの支援を議論していかなければ、廃止路線が次々増え続けることが懸念されます。例えば、デマンドタクシーや乗合タクシーなどに代替運行いたしましても、公共交通維持に対する事業費は現在もそうであります。さらに増額していくことが懸念されますし、特に電動車椅子利用の方は、現在運行している乗合タクシーでは乗降できません。さらには、自家用自動車およそ3台分の二酸化炭素排出量をバス1台で補うように、地球温暖化防止の役割を担っております。

今後、いかに乗合バスを維持していくのが重要な課題であると考えますが、この件について御見解をお尋ねします。

○政策企画課参事（佐藤浩司君） お答えいたします。

公共交通は、市民の日常生活における重要な移動手段でもあり、欠かすことのできない社会インフラであり、持続可能な都市を形成していくために不可欠なものであります。しかしながら、個人の生活様式の多様化や地域特性もあり、自動車の依存の高まりにより、公共交通の利用者数は定数水準で推移していることに加え、運転手不足に拍車がかかり、路線の廃止や減便など、サービスの低下が懸念される所です。

その一方で、人口減少や少子高齢化が進む中であっても、誰もが自由に移動でき、いきいきとした社会生活を送ることができるまちを実現していくためには、外出機会の創出により、健康や福祉の増進並びにコミュニティーの形成による地域及び経済の活性化など、公共交通の役割は大変重要なものであると考えます。

このためにも、公共交通に基づきながら、公共交通事業者などの関係者や地域と連携を図り、地域主体型の公共交通の維持及び充実を図るための施策を推進することで、地域社会全体で公共交通を支えていくようなまちづくりに向けて取り組む必要があると考えております。

○15番（森山義治君） すばらしい回答ありがとうございます。別府市には現在のところ、交通政策基本条例がありませんけれども、参事の答弁は、交通政策基本法の第9条、地方公共団体の責務、12条の関係者の連携及び協力、また15条の交通政策基本計画ということであり、私も理解をしているつもりであります。また、13条の財政上の措置を講じる具体的な中身はありませんけれども、公共交通に対する支援策の一つとして質問をさせていただきました。

次に、交通不便地域である扇山町内を循環する乗り物の一つでありますグリーンスローモビリティであります。今年の8月19日に開催された扇山ふるさとまつりにおいて、東国東群姫島村にあるエコツーリズムを運営する会社による試乗会が実施されておりました。たまたま私も盆踊りを見に行っただけですが、そのグリーンスローモビリティに乗車させていただきました。最高速度が時速19キロメートルとゆっくりしております。安心して高齢者も乗車できると感じました。この地域について、平成29年第2回定例市議会において、扇山町内などデマンドタクシーとして実証実行を運行していただきたいという一般質問をしたときに、当時の総合政策課の回答。

今後の課題として捉えております。現在は、より深刻な中山間地域における交通不便地域の支援から着手しておりますが、将来的には考えていきますと回答をいただきました。あれから6年が経過いたしました。ようやく事業化に向けて取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。しかし、現在この地域には3番系統の乗合バスが運行しております。競合が危惧されますので、現在、乗合バスの発着点をハブとする運行形態などが望ましいのではないかと考えますが、この循環モビリティの進捗状況についてと、

運行ルートの今後についてお尋ねいたします。

- 政策企画課参事（佐藤浩司君） お答えいたします。

扇山地区では、新たなモビリティの活用により、自動車等を利用できない障がい者や高齢者、そして妊婦さんや子連れの方々が日常生活を営む地域生活圏内の最寄りのバス停留所や病院、スーパー、金融機関などへのラストワンマイルの地域ニーズに対応する、安全で安心な移動手段の確保などのため、本年6月に、扇山自治会において、扇山自治会バス導入検討協議会を設立し、8月下旬の地域の夏まつりにおいて、地域コミュニティの新たな移動モードであるグリーンスローモビリティを使用した試乗会を実施いたしました。

今後の具体的なスケジュールやルートにつきましては、現在、検討協議会などと協議をしているところでございます。

- 15番（森山義治君） 計画していく中で、一番重要であると考えられます。特に運行ルートや便数などにつきましては、今後扇山自治会の検討協議会や交通事業者としっかり協議していただきますことをお願いいたします。

次に、ひとまもり・おでかけ支援事業についてですが、まずこの事業の過去3年間のバス回数券の購入者数、及び販売実績についてお尋ねします。

- 高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

ひとまもり・おでかけ支援事業の実績につきましては、令和2年度は購入者数3,636人、販売冊数2万3,845冊、令和3年度は購入者数2,724人、販売者数2万659冊、令和4年度は購入者数3,081人、販売冊数2万2,680冊です。

- 15番（森山義治君） 令和2年度の購入者数から見ますと、令和4年度は555人減少していることが理解できました。

そこで、この事業の対象者は現在70歳以上であります、65歳以上にもしていただきたいというような市民からの声もお聞きをしておりますが、この件についてどのようにお考えでしょうか、御見解を伺います。

- 高齢者福祉課長（入田純子君） お答えいたします。

高齢者は65歳という考え方が主流となっておりますが、介護保険制度における第1号被保険者は65歳以上、また医療保険制度における負担割合は70歳以上より変わるなど、それぞれの制度や事業によって異なります。ひとまもり・おでかけ支援事業は、平成29年度から始まりましたが、当時、高齢者運転免許証自主返納支援事業が70歳以上であったこと、また、高齢者福祉課が実施しております地区敬老会交付金等の事業の対象者も70歳以上であることから、年齢条件は70歳以上としております。

年齢条件につきましては、国、県の高齢者支援の動向に注視してまいりたいと思います。

- 15番（森山義治君） 自家用車などお持ちでない高齢者、徒歩とか自転車以外は、やはり主にバスやタクシーを利用するしかありませんので、今後、65歳以上の方で、所得制限を設けるなどして、いま一度議論していただけますようお願いをいたします。

次に、地方公務員の地域活動についてお尋ねします。

まず、自治会への協力体制の現状についてであります、総務省がまとめた資料によりますと、超少子高齢化時代において、健康寿命の伸びとともに、国内で働く65歳以上の就業者が2022年平均で912万人と、2012年平均の約1.5倍になっていることは、今年の5月に報道されておりました。そのような労働環境の変化、また別府市においては、令和4年度の自治会加入率が72%と年々低下していることなどが要因となり、各自治会への協力体制は年々低下していることも課題となっているようであります。

そのような状況の中で、別府市役所にはそれぞれ7つの地域に分かれた各職員が地域応援隊組織として編成され、各地域で活躍されております。まずはその活動に対する職員に

対しまして、心より感謝を申し上げます。

そこでお尋ねしますが、現在何名ぐらいの隊員がいるのでしょうか、お尋ねします。また、これまでの実績内容や、応援していただいた職員からの声で何か課題等ありましたら、その課題についてお尋ねいたします。

○自治連携課長（溝部進一君） お答えいたします。

地域の活性化を図るため、市職員を地域応援隊として登録し、ひとまもり・まちまもり協議会や自治会が地域活動を行う際に、依頼に応じてボランティアとして派遣しております。地域応援隊は、現在 255 人が登録しています。

派遣の内容の主なものとして、納涼音頭大会やお祭りといった地域行事等の参加や準備、また草刈りや清掃活動などを行っています。令和 2 年度からは、コロナウイルス感染症予防対策の影響により派遣機会が減少しましたが、本年度は徐々に増加しております。

地域応援隊の目的は、職員が地域の一員として自主的に地域活動に参加し、地域の皆さんと交流を深めることですので、地域の活性化や担い手不足のため多くの住民の方にも参加していただきたいと考えています。

○15 番（森山義治君） 登録している地域応援隊についてはもちろん、公務は当然優先であることは理解できておりますが、地域住民も応援隊員のみならず作業を任せないで、住民と応援隊員が一緒になって作業しながら交流を深めていくことが、とても大事だと思っております。

また、自治会活動の担い手不足を補っている地域応援隊員の中で、子育て世代の職員はボランティア活動は困難ではないかと考えておりますし、地域応援隊として、ボランティア等に参加する職員と、できる職員とできない職員を考えますと、地域活動に対して特別休暇扱いとして考慮する時代にも来ているのではないかと考えます。

そこで、次に地域活動への特別休暇についてお尋ねしますが、今年 8 月 11 日の報道によりますと、地方公務員の特別休暇として、地域貢献活動休暇が創設可能となったようがあります。現在民間企業におきましては、法律に関係なく、各企業は独自に、従業員に対してリフレッシュ休暇や慶弔休暇などを特別休暇として付与しているようでもあります。別府市は観光サービス業が基幹産業でありますので、ホテルや旅館、また交通運輸産業など、土日祝日に働く労働者が多くいらっしゃいますし、勤務体系も交代勤務などの変則勤務も多いようでありますので、なかなか自治会活動の参加が困難なようであります。

そこで、今回の地方公務員に対する地域貢献活動、特別休暇創設に対して、職員課としてはどのようなお考えでしょうか、御見解をお尋ねします。

○職員課長（竹元 徹君） お答えいたします。

地方公務員の地域貢献活動休暇につきましては、総務省は自治体が条例で定めれば国家公務員にない休暇を創設しても直ちに地方公務員法に抵触しないとの解釈を示しております。自治体に対しては年度内に通知をする考えであることが報道等でも取り上げられております。

現在のボランティア休暇につきましては、災害等におけます被災地、被災者支援活動等に限定がされておりますので、地域貢献活動休暇の制度化につきましては、職員の地域貢献活動への参加促進や地域コミュニティの維持の側面からも、自治体等にとっても期待するところは大きいと予想されます。現時点で正確な国の見解はつかめておりませんが、国からの正式な通知をもって制度化に向けた手続、条件整備等、詳細を確認の上、他市の動向も注視しつつ判断してまいりたいと考えております。

○15 番（森山義治君） 詳細については今後のことではようけども、労働環境の変化や、超高齢化社会が進展する中で、今回の地方公務員に対する地域貢献活動特別休暇が創設されれば、自治会活動などに対してさらに参加できる環境は整いますし、民間企業に対しまし

ても、この制度は波及していくことも考えられますので、条例を定めればということでございますので、前向きにしっかり取り組んでいただきますよう期待をして、次の項に移ります。

次に、別府市内の外国人労働者や留学生に対する生活困窮者支援についてであります。別府市は、御承知のように国際観光温泉文化都市であり、年間を通じて多くの外国人観光客が訪れておりますし、他市と比較しますと、多くの外国人が市内に居住しているようであります。

そこで、市民課に行って調べましたら、今年の8月14日現在、別府市の人口は11万3,158人中、外国人居住者は4,619人となっております。そのうち、アジア太平洋大学をはじめ、世界106か国から2,873人の留学生が居住しておりますので、留学生を除きますと、就労者や子どもさんなどを含めて1,746の方が居住しており、およそ1,000人以上の外国人が別府市内で働いていることが想定できます。

そこで、別府市内で働く業種別外国人労働者数についてお尋ねします。

○産業政策課長（大町 史君） お答えいたします。

外国人雇用状況の届けにつきましては、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、全ての事業主に外国人労働者の雇入れ、離職時に氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣へ届け出ることが義務づけられております。市への届出は義務づけられておりませんが、大分労働局のホームページには、大分労働局における外国人雇用状況の届出状況まとめとして、令和4年10月末現在の人数が掲載されており、別府市、杵築市、日出町、国東市、姫島村を管轄している別府公共職業安定所へ届出のあった外国人労働者数は2,219名、そのうち留学生は1,112名となっております。

○15番（森山義治君） 5市町村での就労者は留学生を含めて2,219人が就労しているとのことですが、人口比で見ますと、別府市内で働いている方が一番多いことは想定できます。そのような方々が生活困窮に対する相談や、健康面などを相談したい方が、今日までにいらっしゃったとは思いますが、これまでの相談体制やその相談件数と、その内容について分かる範囲でお尋ねします。

○文化国際課長（高木智香君） お答えいたします。

別府市では、平成26年度から3年間、地方創生先行型事業としまして、国からの補助を受け、外国人受入相談窓口を市役所4階の文化国際課に設置し、外国人からの相談に多言語で応じるとともに、市役所の窓口担当の職員等に対する英語教室の実施や、申請用紙などの多言語化を行いました。

実施期間中、行政手続の通訳を除きますと、相談件数等といたしまして、毎年10件未満であったことから、平成29年度からは、その業務を語学担当の会計年度任用職員が引き継ぎ、現在でも、英語、韓国語、中国語で相談内容を聞き取り、適切な機関へおつなぎしているところです。

昨年度の通訳を含めた相談取扱い件数は479件でした。そのうち、生活や労働環境などに関する相談については10件程度でした。

○15番（森山義治君） 1か月平均でおよそ40件の相談者の取扱いがあると理解いたしましたけど、そしてまた、別府市内に居住しています留学生はそれぞれの大学で相談窓口があるようではありますが、留学生を含む外国人の中で様々な理由により何か相談したい場合に、その当事者はまず別府市の外国人相談窓口をホームページで検索することが考えられますし、私も検索してみたんですが、大分市高砂町にある大分県外国人総合相談センターのみが紹介されております。現在でも文化国際課で3か国語の相談を受け付けているとのことですが、その相談窓口が別府市にもあることをホームページに掲載していただくこと

で、相談者は大変助かると考えますので、掲載していただきますよう、よろしくお願いをいたします。

そこで他市を調べますと、現在、宇佐市などは国の外国人受入環境整備交付金を活用して、様々な相談を受け付けて、ワンストップ体制の相談窓口を設置しているようですし、生活困窮者に対して支援を行っているようでもあります。

そこで、国の外国人受入環境整備交付金とはどのようなものなのでしょうか、お尋ねします。

○文化国際課長（高木智香君） お答えいたします。

こちらの交付金は、在留外国人に対し在留手続、雇用、医療、福祉、出産、子育て、子どもの教育などの生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口の設置、充実、または運営のために必要な経費の一部を交付し、地域における外国人の受入環境を促進し、多文化共生社会の実現に資することを目的とした国からの交付金です。

交付金額についてですが、外国人住民が5,000人未満、別府市はこちらに当たりますが、いずれも上限500万円とし、整備事業につきましても、必要経費の10分の10、運営経費については、必要経費の2分の1となっております。

○15番（森山義治君） 別府市内には外国人在留者が大分県でも一番多い市であるとともに、今後の社会状況を考えますと、各産業における労働者不足を、さらに外国人に頼らなければならないなど、多文化共生社会の実現を考えますと、NPO法人などに委託して、外国人受入環境整備交付金を活用した専門的な相談窓口があってもよいのではないかと思いますけれども、その件についていかがでしょうか。現状と今後についてお尋ねします。

○文化国際課長（高木智香君） お答えいたします。

別府市京町のAPU PLAZA OITAの1階に多文化共生事業の拠点を設置し、市民と外国人住民の交流場とし、様々な多文化共生事業を行っております。運営業務を委託しているBiz LINK別府インターナショナル事業部によりますと、日本語教室や子どもたちの交流事業の折に、外国人住民の生活に関する相談などを受けることもあると伺っております。

また、県が設置している大分市のいいち総合文化センター地下1階の大分県外国人総合相談センターでは、毎月30件程度の相談を受けると伺っており、別府市での相談窓口開設につきまして、調査研究を行ってまいりたいと思います。

○15番（森山義治君） ありがとうございます。文化国際課において、平成26年から平成29年までの3年間、外国人受入相談窓口を開設したようでもありますけれども、その後やめたということでもあります。しかし、その2年後の平成31年2月13日に、今回質問した国の外国人受入環境整備交付金制度が法律で制定されておりますし、その後令和4年3月22日に改正されるまでに4回改正されているようでもあります。

また、別府市にはウクライナからの避難民が現在、昨日1人見えまして29人となっております。その就労相談や運転免許取得相談など、現在、防災危機管理課が対応しております。

また、課長言われました別府インターナショナルプラザにおいても相談を受け付けているとのことですが、相談窓口がばらばらでなく、やはり宇佐市のようにワンストップで外国人来場者が気軽に相談できる、国の制度を活用してNPO法人に委託するなどもできますので、しっかり検討していただきまして、ぜひ別府市にも専用の相談窓口を設置していただきますようお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（加藤信康君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時34分 散会

